

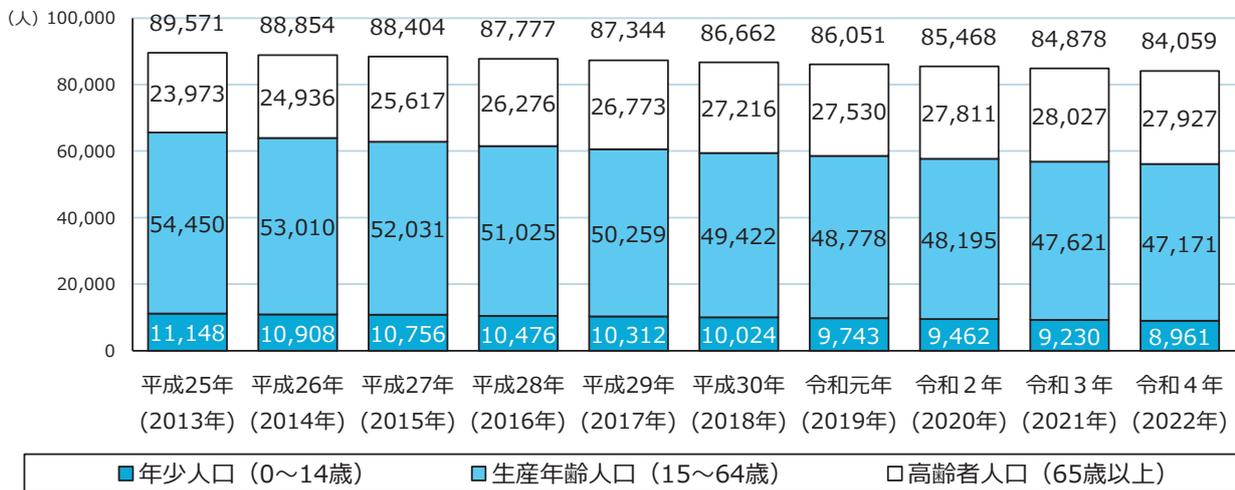
# 資料編

## 1. 統計データからみる大和郡山市の現状

### 1) 人口と世帯構成等の推移

- 人口は年々減少しており、令和4年(2022年)(9月末時点)で、84,059人となっています。
- 年少人口と生産年齢人口が減少する一方で、高齢者人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。
- 人口が減少する一方で、世帯数は増加しており、一世帯あたりの人員数が減少しています。

【総人口と年齢3区分別人口の推移】



資料：住民基本台帳(外国人人口含む)  
※各年9月末時点

【世帯数と一世帯あたり人員数の推移】

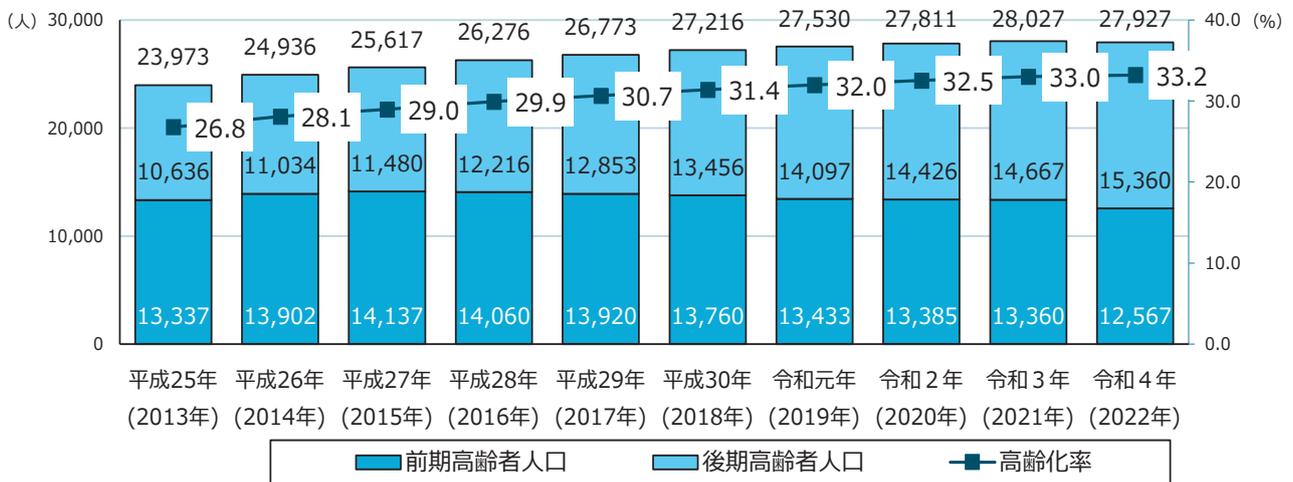


資料：住民基本台帳(外国人人口含む)  
※各年9月末時点

## 2) 高齢者の状況

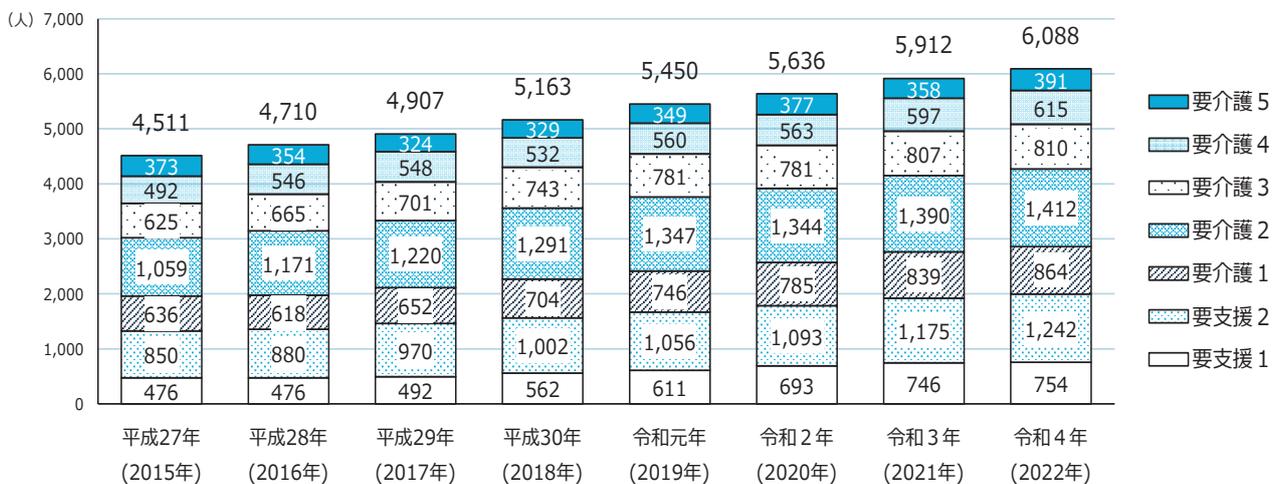
- 平成27年(2015年)以降は前期高齢者人口が減少にある一方で、後期高齢者人口が増加しており、令和元年(2019年)以降は、後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回っています。
- 高齢化率も上昇しており、平成25年(2013年)の26.8%が、令和4年(2022年)には33.2%となっています。
- 高齢者ひとり暮らし世帯数は、年々増加しています(国勢調査より)。
- 要介護認定者は年々増加傾向にあり、要介護度別でみると、平成27年(2015年)から令和4年(2022年)にかけて要支援1では約1.6倍、要支援2では1.5倍と特に増加しています。
- 要介護認定者における認知症高齢者は年々増加傾向にあり、令和4年度(2022年度)には2,841人となっています。

【高齢者人口と高齢化率の推移】



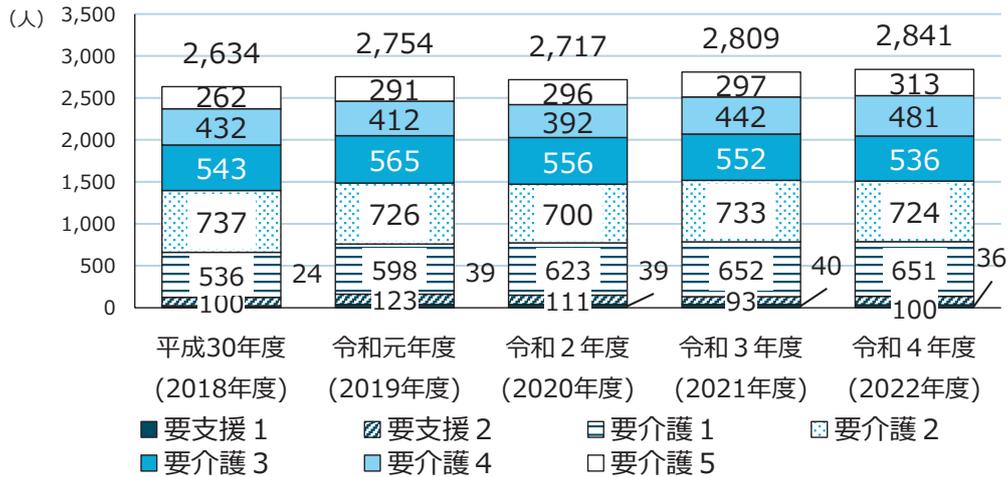
資料：住民基本台帳(外国人人口含む)  
※各年9月末時点

【介護保険における要介護認定者数の推移】



資料：介護保険事業状況報告(各年9月末)

【要介護認定者における認知症高齢者数の推移（第2号被保険者は除く）】

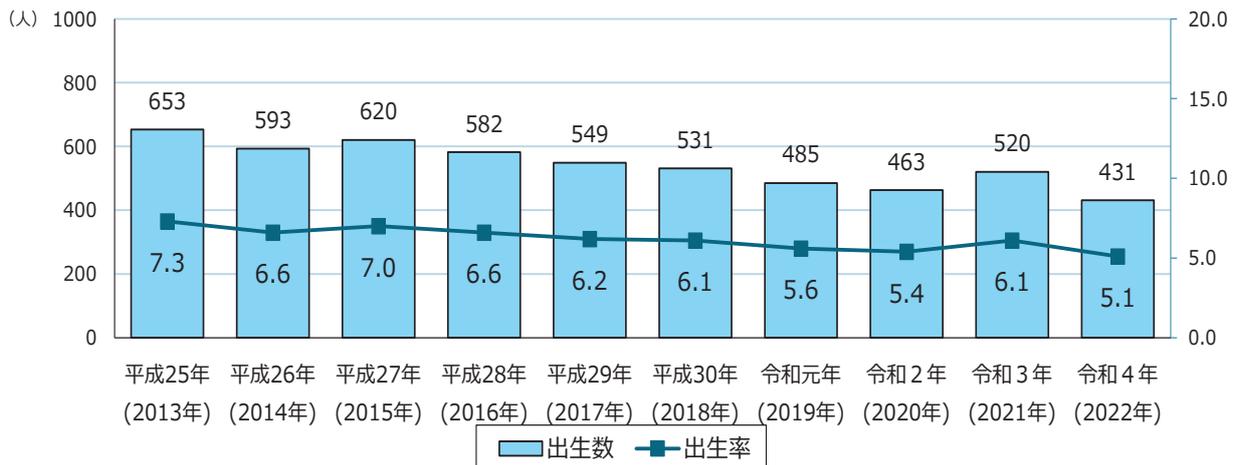


資料：介護福祉課  
※各年度末現在

3) 子ども・子育て世帯の状況

- 出生数と出生率（人口1,000人対）は年々減少傾向にあり、出生数は平成25年（2013年）から令和4年（2022年）にかけて、222人減少しています。
- 母子世帯、父子世帯は減少傾向にあります（国勢調査より）。  
母子世帯：平成22年（2010年）608世帯→平成27年（2015年）579世帯→令和2年（2020年）495世帯  
父子世帯：平成22年（2010年）60世帯→平成27年（2015年）46世帯→令和2年（2020年）40世帯

【出生数と出生率（人口1,000人対）の推移】

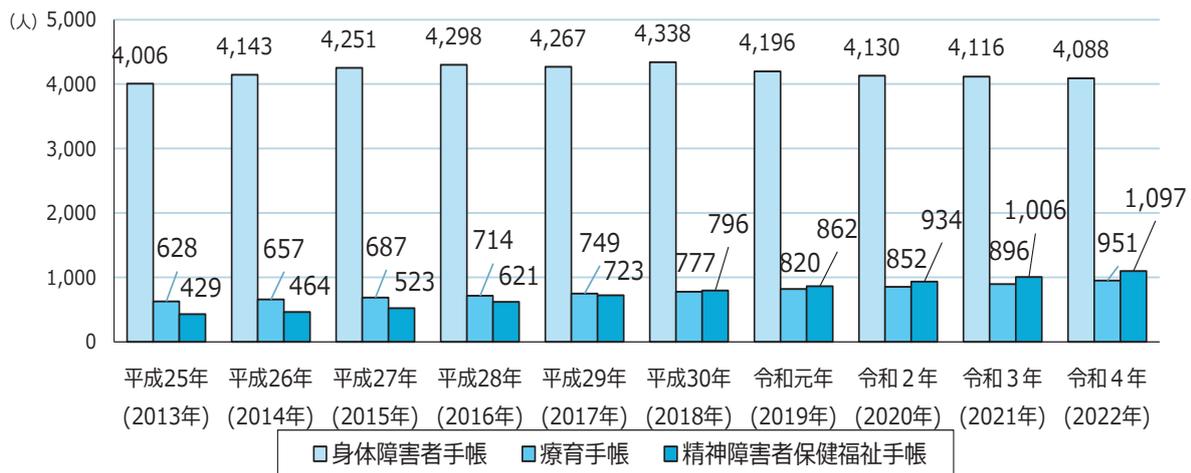


資料：令和5年度大和郡山市の福祉と保健  
※各年12月末現在（各年1月～12月）

#### 4) 障害者の状況

- 身体障害者手帳所持者が最も多く、横ばいで推移しています。
- 療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加傾向にあります。また、平成30年(2018年)以降は、精神障害者保健福祉手帳所持者数が療育手帳所持者数を上回っています。

【各種障害者手帳所持者数の推移】

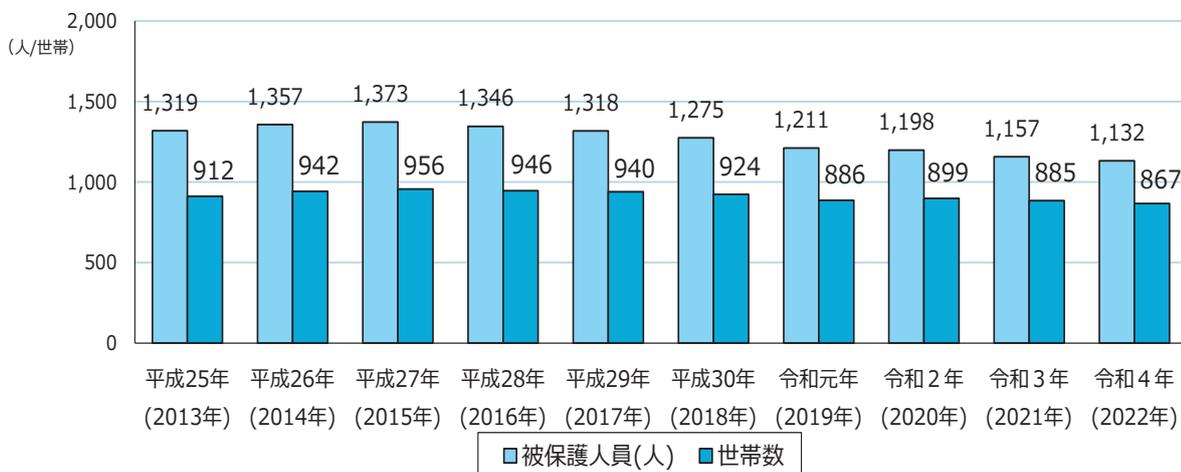


資料：障害福祉課

#### 5) 生活保護世帯の状況

- 被生活保護人員は平成27年(2015年)以降減少しており、令和4年(2022年)には1,132人となっています。
- 生活保護世帯数は増減しながら横ばいで推移していますが、令和2年(2020年)以降は減少傾向にあります。

【被生活保護人員・生活保護世帯の推移】

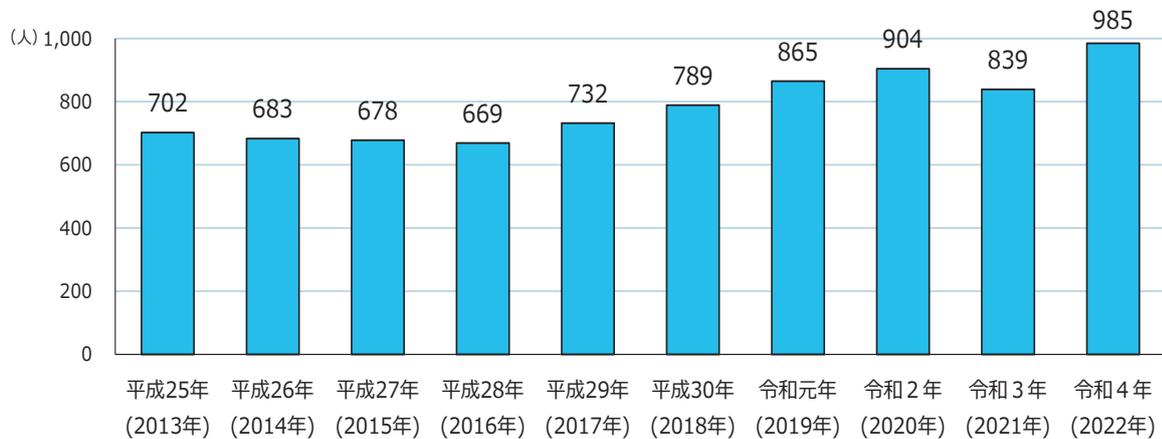


資料：生活支援課

## 6) 外国人の状況

- 外国人人口は平成29年（2017年）以降増加傾向にあり、令和4年（2022年）には985人と、平成25年（2013年）から令和4年（2022年）にかけて283人増加しています。

【外国人人口の推移】

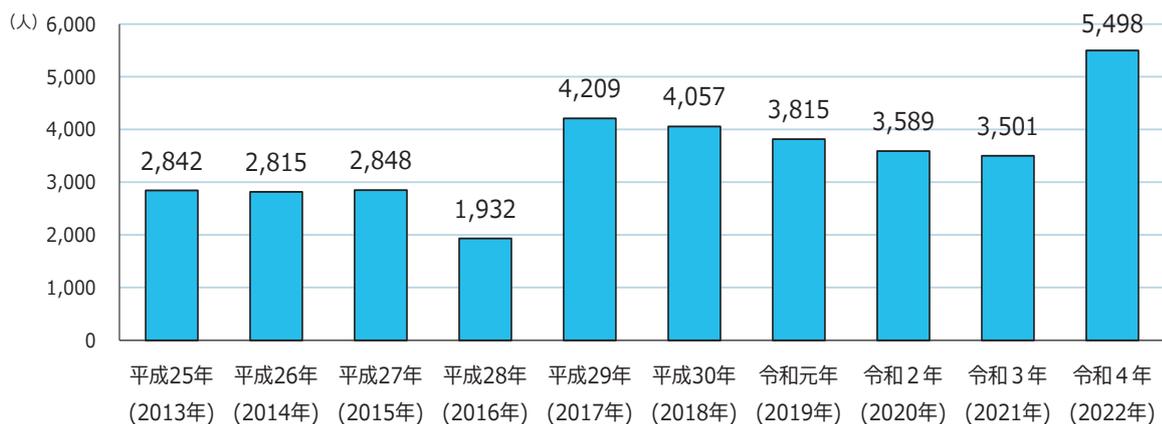


資料：市民課

## 7) 災害時要支援者の状況

- 災害時要支援リスト登録者数は平成29年（2017年）から令和3年（2021年）にかけて減少していましたが、令和4年（2022年）には5,498人に増加しています。

【災害時要支援リスト登録者数の推移】



資料：市民安全課

## 8) 虐待の状況

- 障害者、高齢者に対する虐待については、身体的虐待が多くなっています。
- 児童に対する虐待については、ネグレクト、心理的虐待が多くなっています。

【虐待の状況（障害者、児童、高齢者）】

各年度末現在の数		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
虐待認定数 (障害者) (件)	身体的虐待	1	3	5	3	1
	放棄・放置			1		
	心理的虐待	1			1	
	性的虐待			1		
	経済的虐待				1	
実件数		2	3	7	5	1

資料：障害福祉課

各年度末現在の数		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
虐待通告数 (児童) (件)	身体的虐待	23	38	44	48	49
	性的虐待	1	7	5	8	2
	ネグレクト	70	76	132	133	155
	心理的虐待	99	137	145	110	86
実件数		193	258	326	299	292

資料：子育て支援課

各年度末現在の数		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
虐待認定数 (高齢者) (件)	身体的虐待	8	4	8	6	3
	介護・世話の放棄・放任	3	0	1	1	0
	心理的虐待	8	4	4	2	1
	性的虐待	0	0	0	0	0
	経済的虐待	2	2	1	0	0
実件数		11	5	11	7	3

資料：地域包括ケア推進課

## 9) 地域福祉の担い手などの状況

- 自治会加入世帯数、子ども会団体数・加入者数については、いずれも平成30年（2018年）から令和4年（2022年）にかけて減少しています。
- 認知症サポーター数、自主防災組織数については、いずれも平成30年（2018年）から令和4年（2022年）にかけて増加しています。

【地域福祉の担い手などの状況】

		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
自治会	自治会数	316	315	315	315	315
	自治会加入世帯数	30,253	30,085	29,915	29,763	29,575
子ども会	団体数	26	27	23	14	10
	加入者数(人)	624	544	339	408	276
老人 クラブ	団体数	98	94	89	95	91
	会員数(人)	5,309	5,084	4,789	5,312	4,966
民生委員・児童委員(人)		194	194	195	196	192
認知症サポーター数(人)		5,914	7,247	7,781	8,283	8,987
自主防災組織数		230	238	268	269	270
保護司数(人)		25	23	24	25	26
更生女性団体会員数(人)		74	74	80	80	80
協力雇用主会会員数(人)		15	15	14	13	13
ボラン ティア	登録団体数	40	41	39	31	30
	個人登録者数(人)	37	38	19	13	13
地域ほのぼのサロン (ふれあい・いきいきサロン)数		18	17	17	18	17
地域子育て支援センター数		2	2	2	3	3
親子たんとん広場数 (ととランド含む)		5	5	5	5	5
こども食堂数※		-	-	-	4	9

※市内のこども食堂数ではなく、つながりの場づくり支援事業として委託しているこども食堂数

資料：障害福祉課（民生委員・児童委員、保護司、更生女性団体、協力雇用主会）、子育て支援課（地域子育て支援センター、親子たんとん広場（ととランド含む）、こども食堂）、地域包括ケア推進課（老人クラブ、認知症サポーター）、総務課（自治会）、市民安全課（自主防災組織）、生涯学習課（子ども会）、社会福祉協議会（ボランティア、地域ほのぼのサロン（ふれあい・いきいきサロン））

## 2. アンケート調査結果からみる大和郡山市の現状

### 1) 各種アンケート調査の結果概要

#### ■市民対象

調査対象	18歳以上の市民4,000人（無作為抽出）
調査方法	郵送による配布・回収
配布・回収状況	配布数：4,000部、回収数：1,361部、有効回収数：1,356部、有効回収率：33.9%
調査目的	市民の地域・福祉との関わりや意識・ニーズ、今後の地域への関与意向、市民の抱える生活・福祉課題や相談状況などを把握。

#### ■民生委員・児童委員対象

調査対象	市で活動する民生委員・児童委員（主任児童委員含む）
調査方法	各地区定例会での配布、郵送による回収
配布・回収状況	配布数：197部、回収数：148部、有効回収数：148部、有効回収率：75.1%
調査目的	民生委員・児童委員の活動状況、活動等に関する意識・ニーズ・抱える課題、民生委員・児童委員から見た地域・市民の状況等の把握。

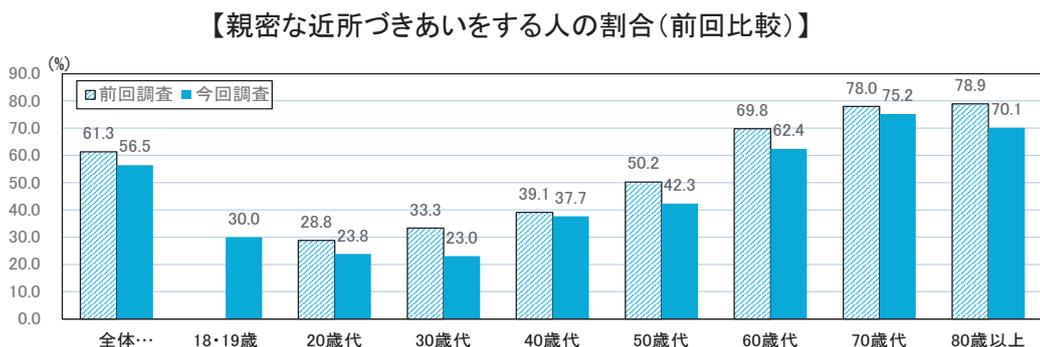
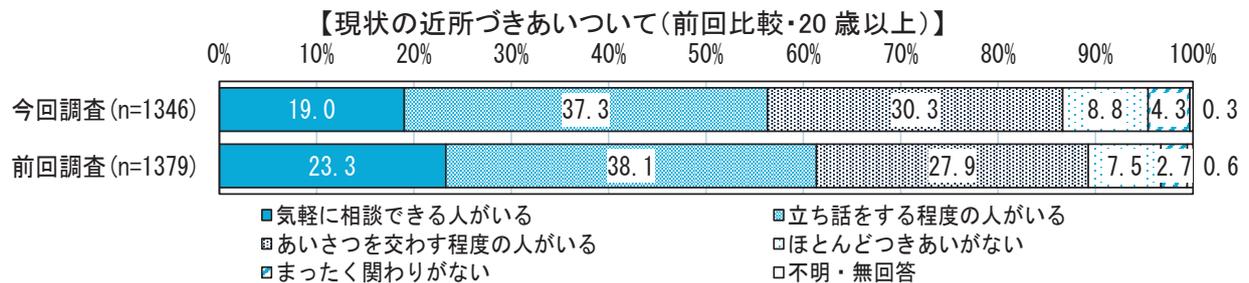
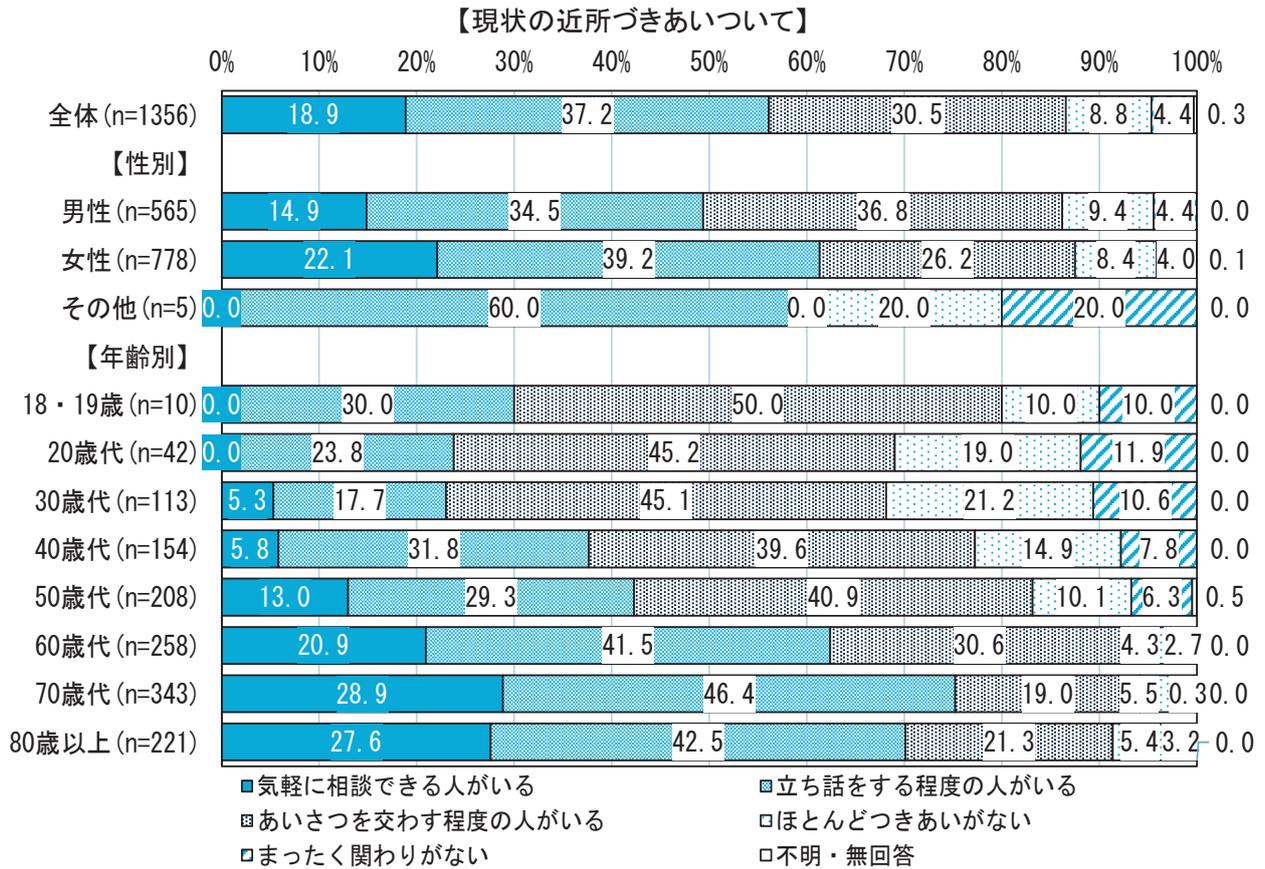
#### ■地域活動団体・社会福祉法人等対象

調査対象	A：地域福祉活動団体 B：居場所・つどいの場づくり関係団体 C：地域活動・市民活動団体 D：社会福祉法人
調査方法	郵送及び手渡しによる配布、郵送及びWEBでの回収
配布・回収状況	A：配布数：86部、回収数：45部、有効回収数：45部、有効回収率：52.3% B：配布数：85部、回収数：65部、有効回収数：65部、有効回収率：76.5% C：配布数：51部、回収数：30部、有効回収数：30部、有効回収率：58.8% D：配布数：15部、回収数：6部、有効回収数：6部、有効回収率：40.0%
調査目的	市内で地域福祉活動や居場所・集いの場づくり、地域活動・市民活動を展開している団体・組織や社会福祉法人を対象に、活動状況や他機関・団体との連携、地域福祉に関する課題への意識などを把握。なお、社会福祉法人については、「地域における公益的な取組」の状況の把握も実施。

## 2) 市民対象アンケート調査の結果概要

### (1) 近所づきあいについて

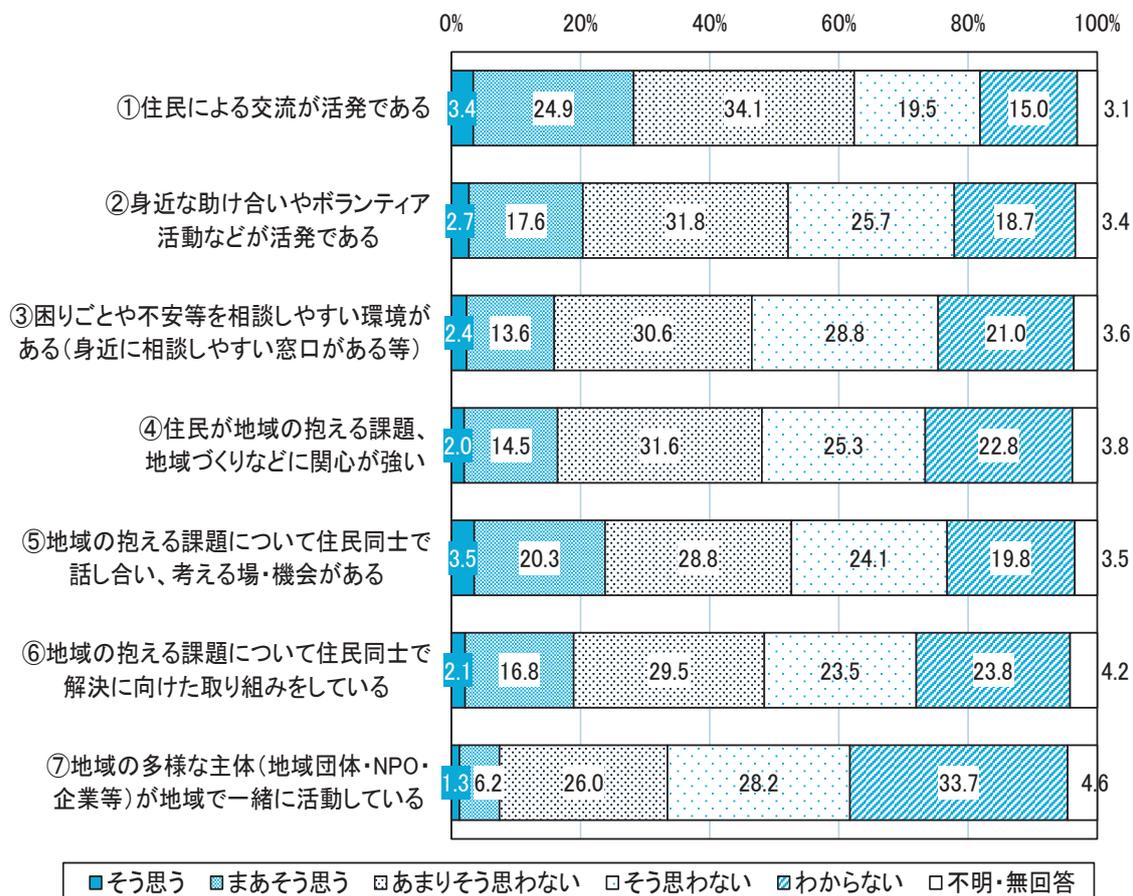
- 実際に親密な近所づきあいをする人は全体で 56.1%。
- 20 歳以上で親密な近所づきあいをする人は 56.3%で、前回調査 (61.3%) から 5ポイント程度減少。
- 親密な近所づきあいをする人は 20 歳代以上のすべての年齢層で前回調査から減少。特に、30 歳代や 50 歳代、80 歳以上では 10ポイント程度減少。



## (2) 市民からみた居住地区の状況

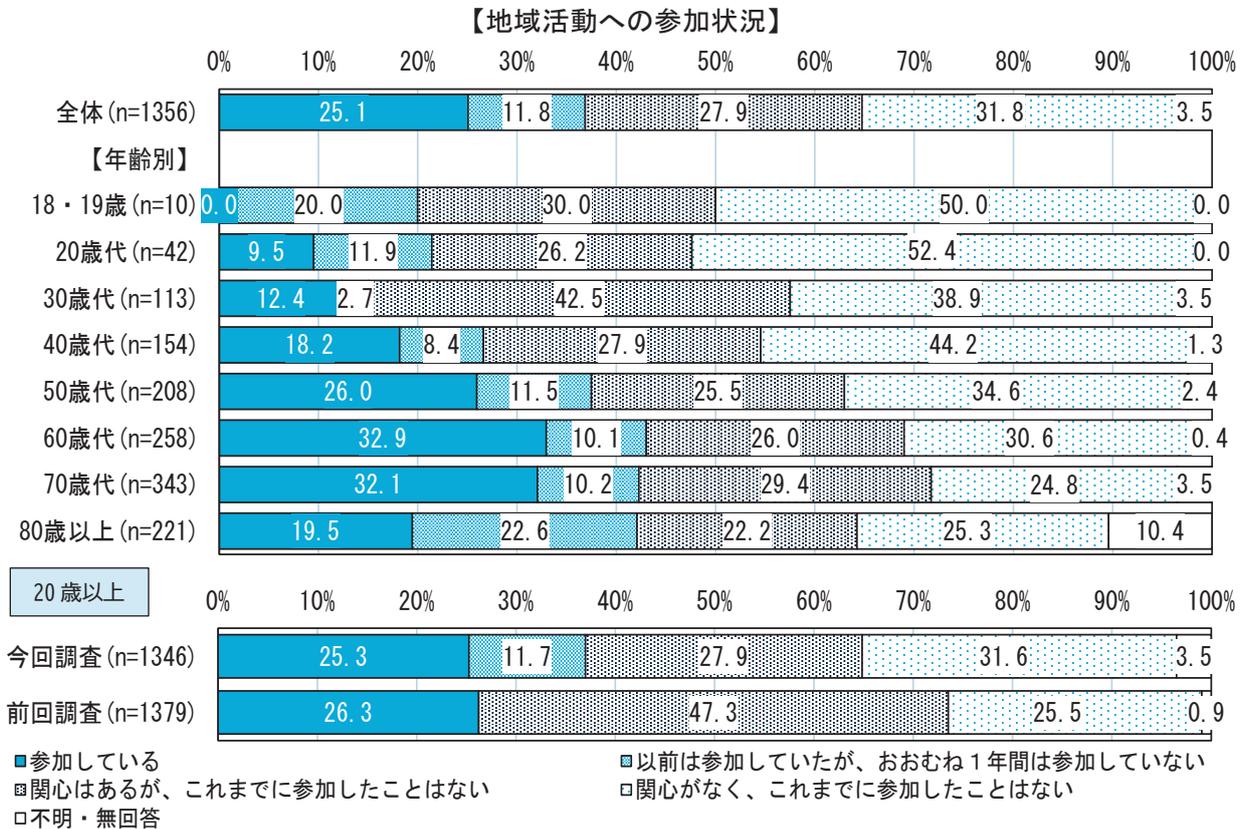
- 居住地区が「①住民による交流が活発である」「⑤地域の抱える課題について住民同士で話し合い、考える場・機会がある」と思う人（そう思う＋まあそう思う）は2割を超えており、他項目より多い。
- 「⑦地域の多様な主体が地域で一緒に活動している」と思う人は1割に達しておらず少ない。
- ①以外の項目で「わからない」（＝地域を知らない層）が2～3割程度を占める。

【市民からみた居住地区の状況】



### (3) 地域活動の状況

- 過去おおむね1年間に地域の活動に参加している人は25.1%。
- 18・19歳と20歳代の過半数が「関心がなく、これまでに参加したことがない」。
- 30歳代では「関心はあるが、これまでに参加したことはない」が42.5%と多い。
- 60～70歳代では地域の活動に参加する人が3割を超え、地域活動の主力であることがわかる。
- 20歳以上で過去1年間に地域の活動に参加している人は25.3%で、前回調査(26.3%)と大きな変化なし。



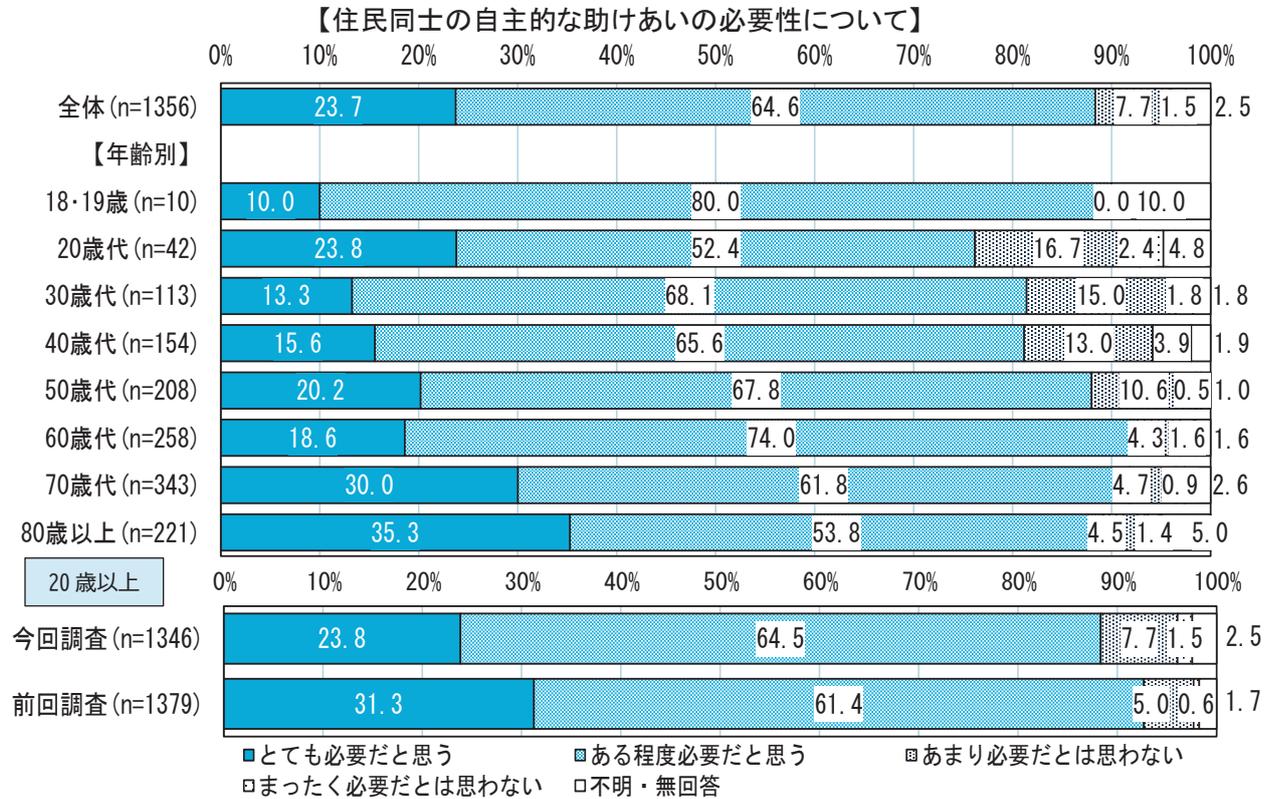
- 参加している地域活動について、全体では「自治会の活動」が76.2%で他の活動を大きく上回る。
- すべての年齢層で「自治会の活動」が最も多い。
- 30歳代以下と40歳代では「PTAの活動」、70歳代では「趣味等のサークル、グループ活動」、80歳以上では「老人クラブの活動」「スポーツ団体の活動」が、他の年齢層より多い。

**【参加している地域活動の内容(地域活動に参加している人)】**

	全体 n=340	年齢別					
		30歳代以下 n=18	40歳代 n=28	50歳代 n=54	60歳代 n=85	70歳代 n=110	80歳代 n=43
自治会の活動	76.2	72.2	78.6	81.5	80.0	74.5	69.8
老人クラブの活動	15.6	0.0	0.0	0.0	7.1	26.4	41.9
趣味等のサークル、グループ活動	14.1	5.6	0.0	7.4	12.9	22.7	14.0
自主防災組織等の活動	10.6	0.0	0.0	9.3	12.9	15.5	7.0
スポーツ団体の活動	7.1	5.6	3.6	5.6	5.9	7.3	14.0
社会福祉協議会の活動	7.1	0.0	0.0	1.9	5.9	10.9	14.0
ボランティア団体の活動	6.2	0.0	10.7	7.4	4.7	4.5	11.6
個人でのボランティア活動	4.1	5.6	3.6	7.4	3.5	0.9	9.3
PTAの活動	3.2	11.1	10.7	3.7	2.4	0.9	0.0
女性会の活動	2.9	0.0	0.0	1.9	2.4	3.6	7.0
子ども会の活動	1.8	5.6	3.6	1.9	1.2	1.8	0.0
NPO団体の活動	1.8	0.0	3.6	0.0	4.7	0.9	0.0
子育てのサークル、グループ活動	1.2	5.6	0.0	0.0	1.2	0.9	2.3
その他	7.9	11.1	7.1	7.4	9.4	10.0	0.0
不明・無回答	1.8	5.6	3.6	0.0	0.0	0.9	7.0

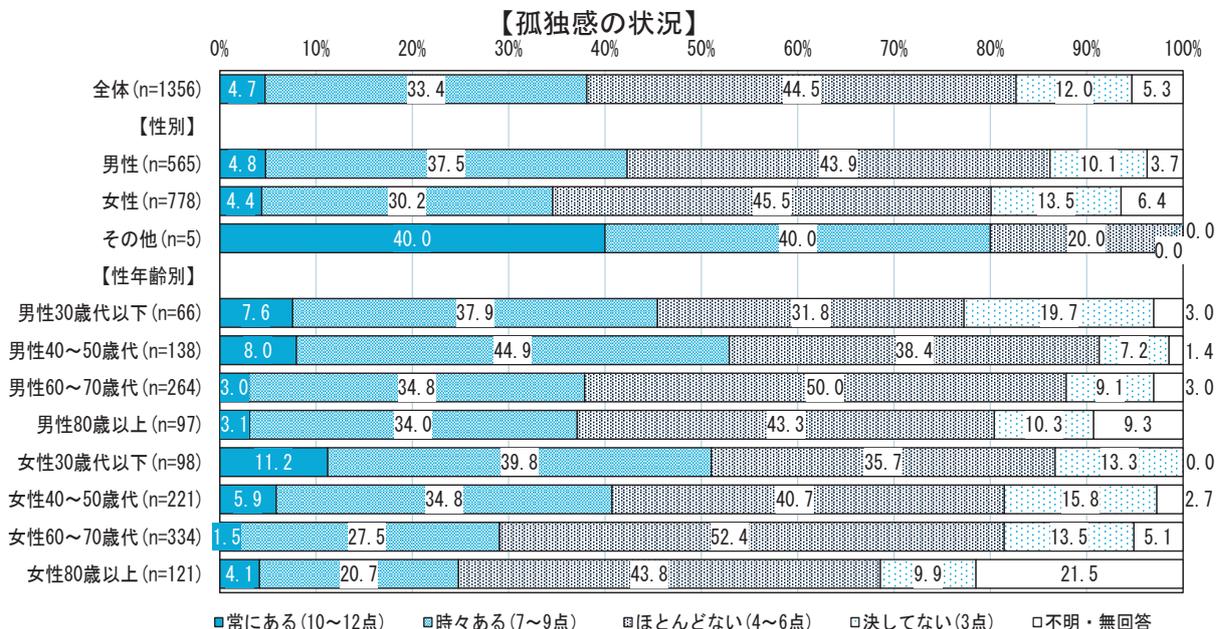
#### (4) 住民同士の自主的な助けあいの必要性について

- 住民同士の自主的な支えあいや助けあいを必要と思う人（とても必要だと思う+ある程度必要だと思う）は全体で 88.3%。
- 20～40 歳代では 50 歳以上と比べ、住民同士の自主的な支えあいや助けあいを必要と思う人が少ない。
- 20 歳以上で自主的な支えあいや助けあいを必要と思う人は 88.3%で、前回調査（92.7%）から 4 ポイント減少。



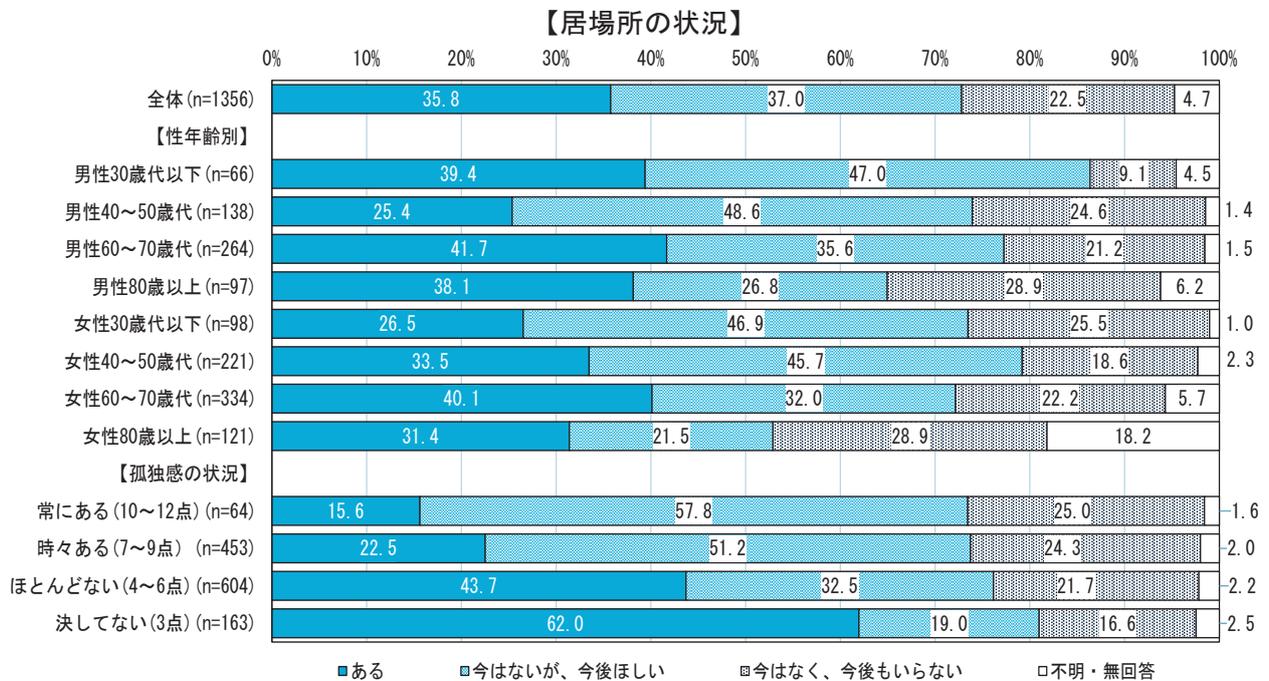
#### (5) 孤独感の状況について

- 孤独感がある人（常にある+時々ある）は 38.1%。
- 女性 30 歳代以下と男性 40～50 歳代は孤独感がある人が多い。
- 乳幼児～中学生のいる世帯、障害のある方がいる世帯の人は、孤独感がある人が多い。

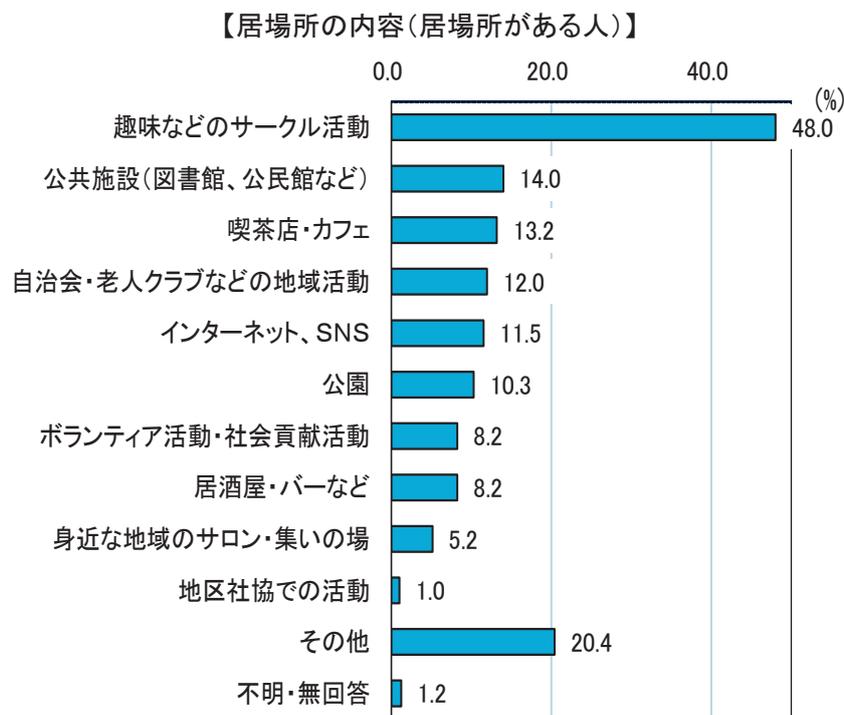


(6) 居場所（自宅・学校・職場以外で安心できる、人とのつながりを実感できる場所・活動）の状況について

- 居場所が「ある」人は 35.8%、「今はないが、今後ほしい」人は 37.0%。
- 男女とも 60～70 歳代では居場所が「ある」人が多い。
- 男性 40～50 歳代と女性 30 歳代以下では、居場所が「ある」人が少ない。
- 孤独感が強いほど、居場所がある人が少ない。



- 居場所が「ある」人の具体的な居場所については、「趣味などのサークル活動」が多い。



(7) 日常生活での不安・悩み、相談状況について

- 全体では「健康に関すること」が最も多い。
- 20歳代以下では「特にない」、30～40歳代では「世帯の収入や経済的なこと」「子育てや教育のこと」、40～50歳代では「家族の介護・看護・世話のこと」が多い。
- 割合は少ないが、30～40歳代で「自分の引きこもりに関すること」が多い。
- 70歳以上になると、「日常の移動手段のこと」「地域での買物（場所）のこと」などが多くなる。

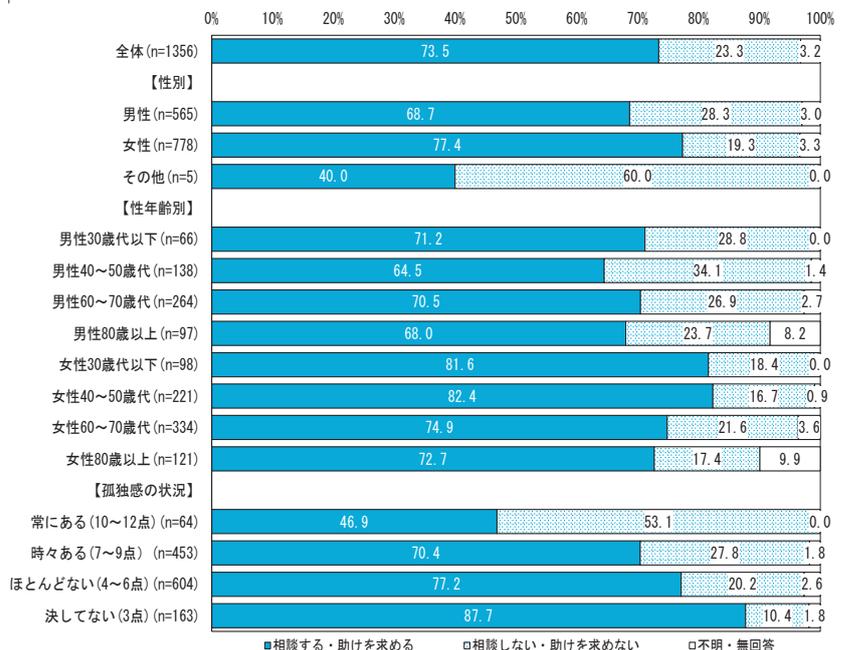
【日常生活での不安・悩み、相談状況について】

単位:%	全体 n=1356	年齢別								
		18・19歳 n=10	20歳代 n=42	30歳代 n=113	40歳代 n=154	50歳代 n=208	60歳代 n=258	70歳代 n=343	80歳以上 n=221	
健康に関すること	48.7	10.0	19.0	35.4	33.1	40.4	48.8	61.8	62.0	
家族の介護・看護・世話のこと	29.4	10.0	9.5	23.0	36.4	42.8	35.3	23.0	23.1	
世帯の収入や経済的なこと	28.6	30.0	35.7	51.3	42.2	30.8	32.2	20.4	13.1	
自分の介護・看護・世話のこと	27.1	20.0	4.8	12.4	15.6	23.6	25.2	32.7	43.9	
地震や火事など災害のこと	26.0	20.0	23.8	23.9	22.1	25.0	26.4	29.2	26.2	
福祉・介護サービスの利用	14.2	0.0	9.5	5.3	8.4	13.9	11.6	14.3	27.6	
日常の移動手段(買物・通院等)のこと	12.8	10.0	7.1	10.6	5.2	6.3	5.4	17.8	28.1	
子育てや教育のこと	11.1	0.0	7.1	46.0	46.1	11.1	0.4	0.3	0.0	
自分の財産管理、成年後見等に関すること	9.8	30.0	16.7	19.5	16.2	8.7	7.4	6.1	8.1	
地域での買物(場所)のこと	9.7	20.0	2.4	1.8	5.8	6.7	9.3	10.2	19.9	
地域の治安のこと	8.7	10.0	14.3	15.0	13.6	7.2	7.8	6.7	6.3	
家族の財産管理、成年後見等に関すること	8.1	10.0	2.4	20.4	16.2	10.1	7.0	3.2	4.5	
地域での人間関係	7.1	0.0	4.8	15.9	8.4	7.2	5.0	5.5	6.8	
職場での人間関係	6.6	20.0	7.1	15.9	20.1	12.0	3.1	0.9	0.0	
地域とのつながりが薄い、ないこと	5.7	0.0	4.8	8.8	8.4	3.8	4.7	3.8	8.1	
仕事がないこと、失業の不安など	3.5	0.0	11.9	8.0	8.4	6.3	2.3	0.3	0.5	
家族のひきこもりに関すること	2.0	0.0	0.0	4.4	1.3	2.4	2.3	1.7	1.4	
自分のひきこもりに関すること	1.0	0.0	0.0	2.7	2.6	0.5	1.2	0.3	0.9	
その他	2.7	0.0	4.8	2.7	3.2	2.9	3.1	1.7	3.2	
特にない	13.0	50.0	28.6	10.6	11.7	11.1	15.5	12.2	10.0	
不明・無回答	2.5	0.0	0.0	0.9	1.3	1.4	1.9	2.9	5.4	

(8) 自身で解決が難しい悩み・不安に関する相談の状況

- 自身での解決が難しい悩み・不安を感じた場合、相談しない・助けを求めない人は23.3%。
- 男性は女性と比べて誰かに相談したり、助けを求める人が少ない。
- 特に、男性40～50歳代では、相談したり助けを求めない人が多い。
- 自分自身で解決が難しい悩み・不安を感じた場合でも、孤独感がある人ほど、相談しない・助けを求めない人が多い。

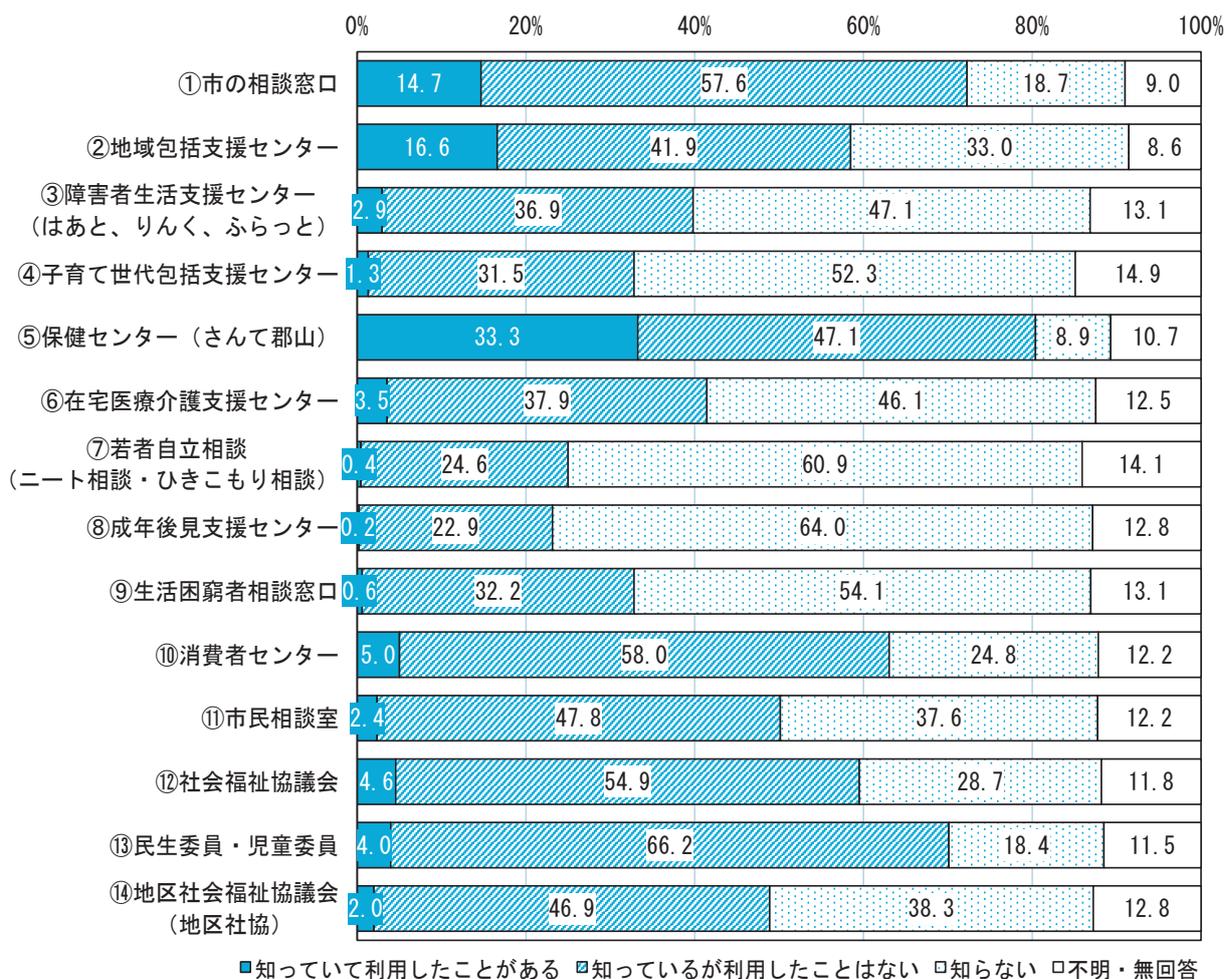
【自身で解決が難しい悩み・不安に関する相談の状況】



### (9) 相談窓口・相談先の認知・利用状況

- 認知度（知っている、利用したことがある＋知っているが利用したことはない）をみると、「⑤保健センター」が80.4%で最も高く、「①市の相談窓口」や「③民生委員・児童委員」「⑩消費者センター」がつづく。
- 「⑧成年後見支援センター」と「⑦若者自立相談」は認知度が3割に達していない。
- 不安・悩みの内容や年齢、同居家族などの状況を踏まえると、必要な人が必要な相談窓口が知られていないことがわかる。

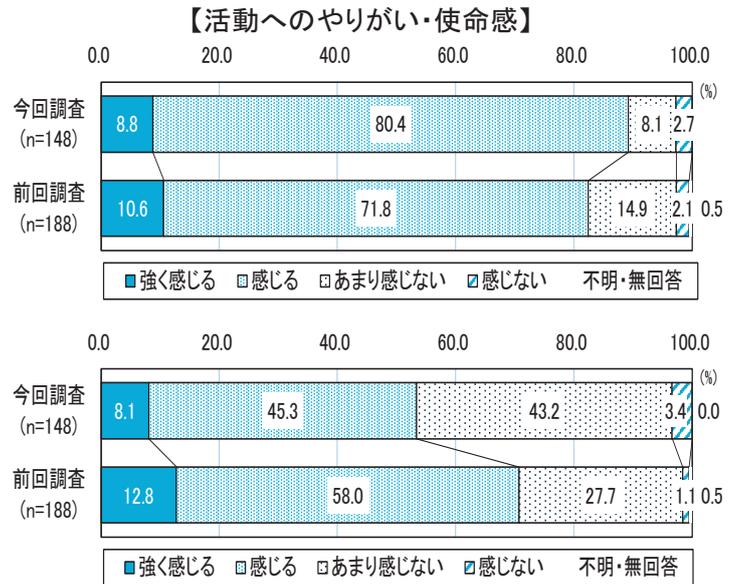
【自身で解決が難しい悩み・不安に関する相談の状況】



### 3) 民生委員・児童委員対象アンケート調査の結果概要

#### (1) 活動に対する意識

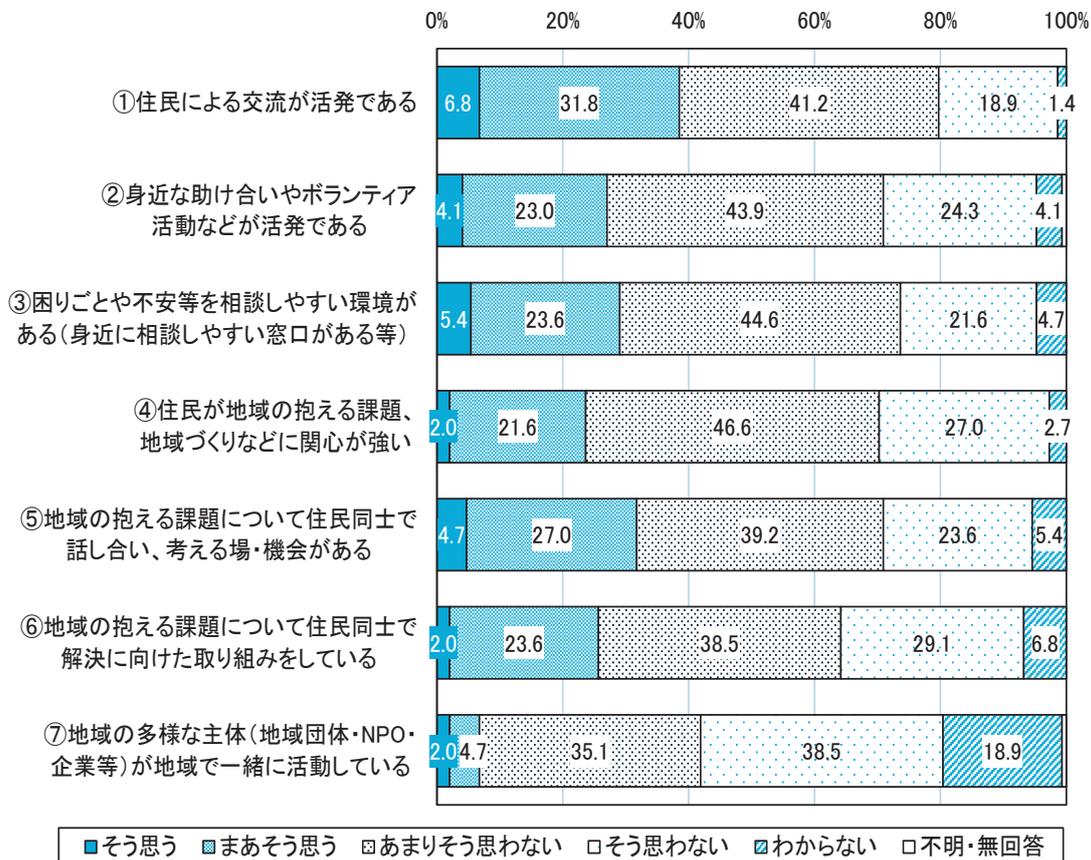
- やりがい・使命感がある人（強く感じる＋感じる）は89.2%で、前回調査から7ポイント程度増加。
- 負担感がある人（強く感じる＋感じる）は53.4%で、前回調査から17ポイント程度減少。



#### (2) 民生委員・児童委員からみた担当地区の状況

- 担当地区が「①住民による交流が活発である」「⑤地域の抱える課題について住民同士で話し合い、考える場・機会がある」と思う人（そう思う＋まあそう思う）は3割を超えており、他項目より多い。
- 「⑦地域の多様な主体が地域で一緒に活動している」と思う人は1割に達しておらず少ない。

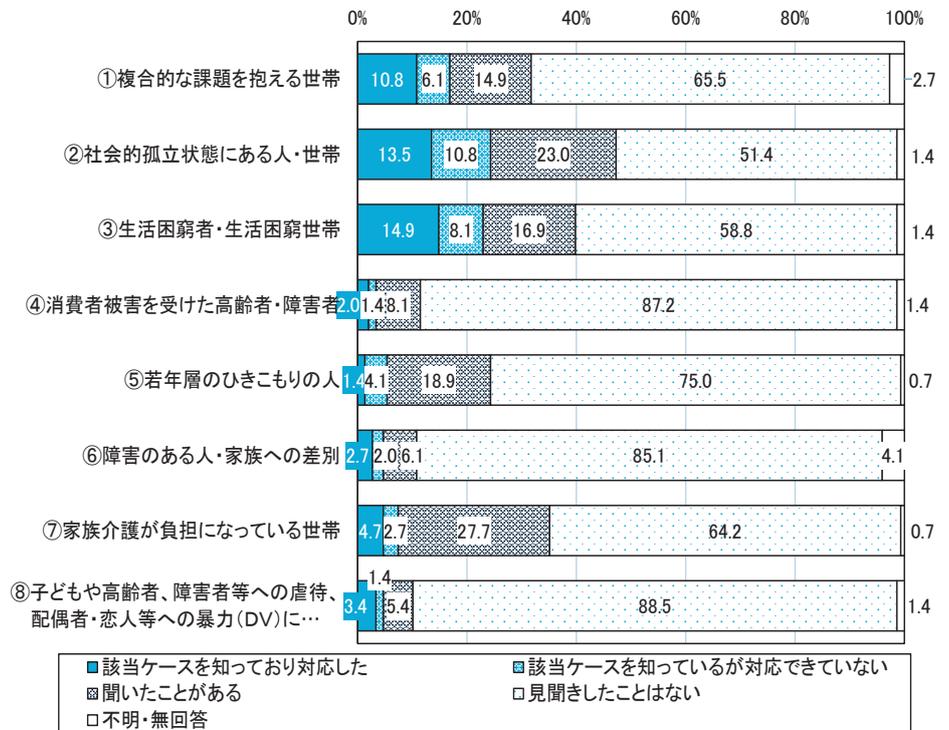
**【民生委員・児童委員からみた担当地区の状況】**



### (3) 地域活動で活動する中で見聞きしたこと、対応したいこと

- 「②社会的孤立状態にある人・世帯」「③生活困窮者・生活困窮世帯」「①複合的な課題を抱える世帯」については、担当地域で該当ケースを知っている民生委員が2割前後で、他より多い。
- 「⑦家族介護が負担になっている世帯」「⑤若年層のひきこもりの人」については、担当地域で見聞きしたことがある民生委員は2～3割台を占めるが、実際に該当ケースを知っている割合は少ない。

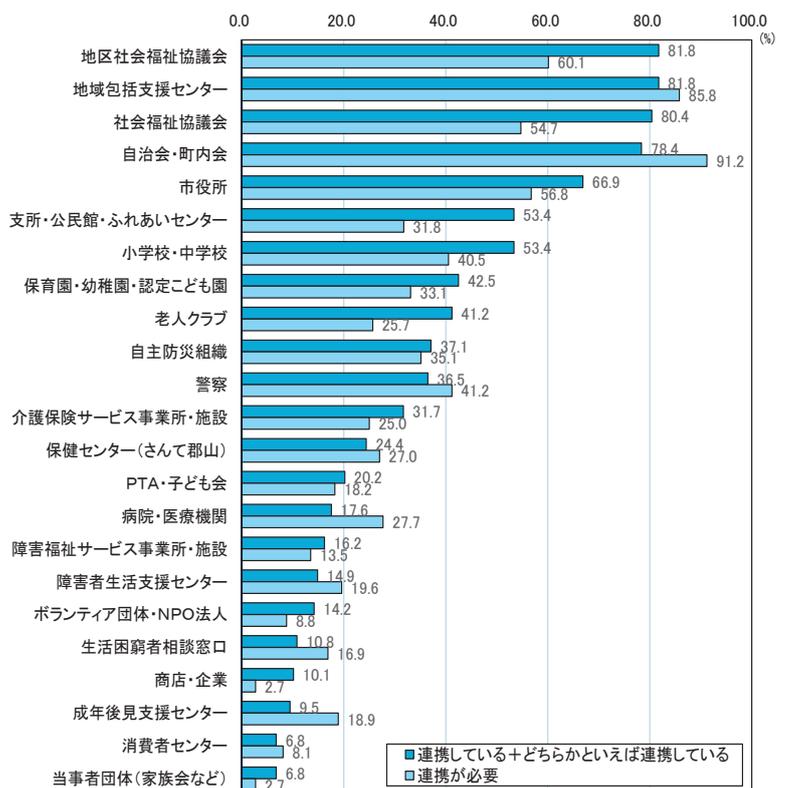
【地域活動で活動する中で見聞きしたこと、対応したいこと】



### (4) 関係機関・団体等との関係

- 連携先としては「地区社会福祉協議会」「地域包括支援センター」「社会福祉協議会」「自治会・町内会」が7割以上で上位を占める。
- 「自治会・町内会」「地域包括支援センター」は『連携している+どちらかといえば連携している』を『連携が必要』が上回っており、さらなる連携が必要と考えられていることがわかる。
- ほかに「病院・医療機関」や「障害者生活支援センター」「生活困窮者相談窓口」「成年後見センター」などでも、連携の必要性を感じていることがわかる。

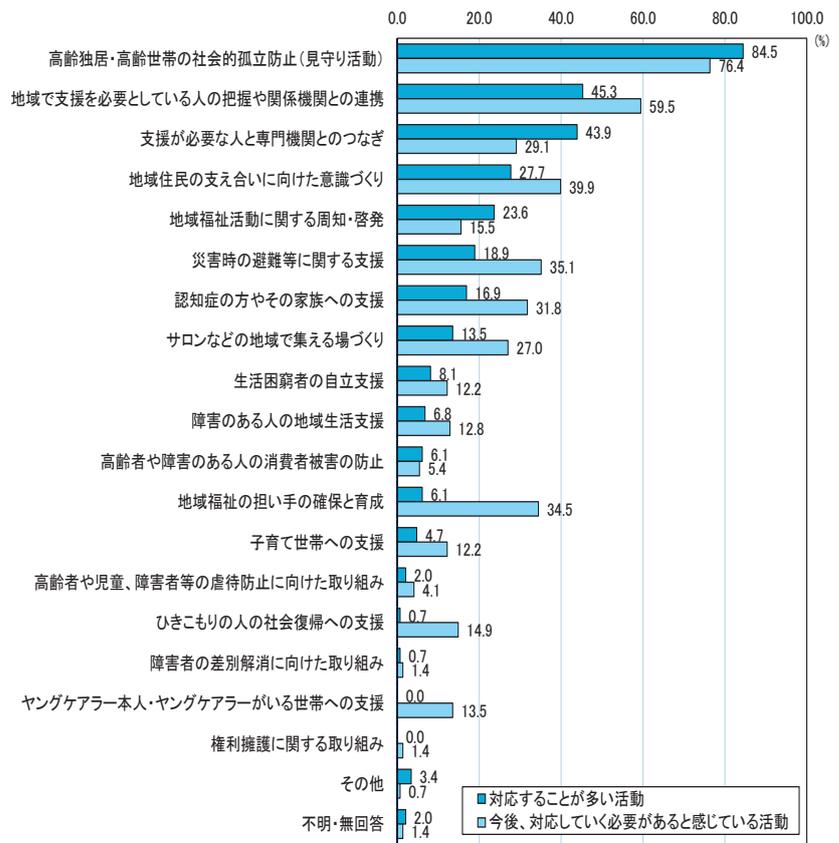
【関係機関・団体等との連携状況と連携意向】



(5) 現在対応することが多い活動と今後対応が必要と感じている活動

- 「高齢独居・高齢世帯の社会的孤立防止（見守り活動）」は現在対応することが多く、かつ、今後対応が必要な活動。
- 「地域で支援を必要としている人の把握や関係機関との連携」「地域住民の支え合いに向けた意識づくり」「地域福祉活動に関する周知・啓発」「災害時の避難等に関する支援」「認知症の方やその家族への支援」「サロンなどの地域で集える場づくり」などは、今後取り組みを充実していくことが必要と考えられていることがわかる。

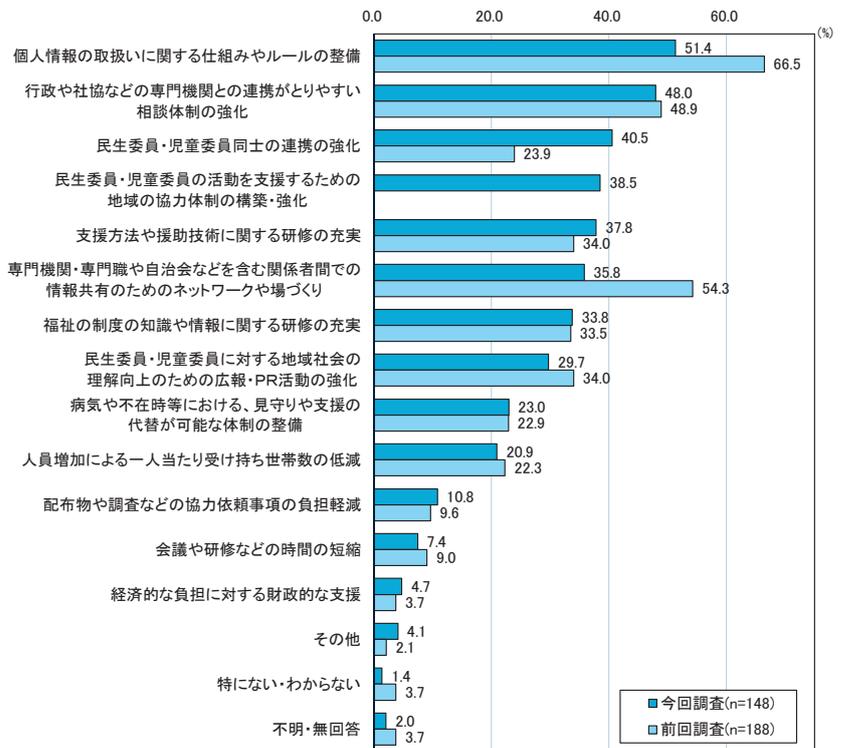
【現在対応することが多い活動と今後対応が必要と感じている活動】



(6) 今後の活動を充実していくための条件

- 「個人情報の取扱いに関する仕組みやルールの整備」は前回同様に最も多いが、前回調査から 15 ポイント程度減少。
- 「民生委員・児童委員同士の連携の強化」は 40.5%と上位に入り、前回調査から 15 ポイント程度増加。コロナ禍で交流できないことも要因として考えられる。
- 「専門機関・専門職や自治会などを含む関係者間での情報共有のためのネットワークや場づくり」は 35.8%で前回調査から 20 ポイント程度減少。

【今後の活動を充実していくための条件】



#### 4) 地域活動団体・社会福祉法人等対象アンケート調査の結果概要

##### (1) 活動・運営に関する課題

- 地域福祉団体や居場所づくり関係団体の活動・運営に関する課題では、「担い手の確保が困難」「メンバーの高齢化」「リーダー・後継者のなり手が無い」などが多い。
- 地域活動・市民活動団体では、「活動資金の確保が難しい」が最も多く、「担い手の確保が困難」「メンバーの高齢化」「活動のPRや情報発信、市民への周知が難しい」がみつづく。

##### (2) 他団体・機関等との連携状況

- 地域福祉団体では「市役所・支所」が最も多く、「社会福祉協議会」「小学校・中学校」がみつづく。
- 居場所づくり関係団体では「地域包括支援センター」が最も多く、「社会福祉協議会」「町内会・自治会」がみつづく。
- 地域活動・市民活動団体では「市役所・支所」が最も多く、「小学校・中学校」「NPO法人」「商店・企業」などがみつづく。
- 社会福祉法人では「介護保険サービス事業所・施設」が最も多く、「自治会・町内会」「地域包括支援センター」「病院・医療機関」「市役所・支所」「障害福祉サービス事業所・施設」などがみつづく。

##### (3) 地域福祉に関する課題

- 地域福祉団体や居場所づくり関係団体が地域で活動する中で、福祉について感じる課題では、「地域での住民同士のつながりが希薄化している」が最も多く、「住民の地域や地域福祉への関心・興味がなくなっている」「地域での福祉活動などを担う人材が不足している・確保できない」がみつづく。
- 社会福祉法人が地域で活動する中で、福祉について感じる課題では、「地域での福祉活動などを担う人材が不足している・確保できない」と「災害時の避難などに関する支援体制が整っていない」が最も多い。
- 地域活動・市民活動団体では、地域課題の解決に向けた取り組みについて「団体の活動に関連する内容であれば参加したい」という団体が8割を超える。

##### (4) 社会福祉法人における「地域における公益的な取組」について

- 6法人中「(公益的な取組を)している」のは3法人、「しているが、その取組が『地域における公益的な取組』にあたるかどうか不明である」が2法人、「していない」が1法人。
- 「地域における公益的な取組」を実施、もしくはこれから実施する場合の課題としては、「人材が不足している」が最も多く、「財源が不足している」がみつづく。
- 「地域における公益的な取組」を実施、もしくはこれから実施する場合に知りたい情報としては、「『地域における公益的な取組』にあてはまる取組の種類および内容」と「財源・人材の確保の方法」が最も多く、「他法人の取組の具体的な内容」がみつづく。

### 3. ヒアリング調査結果からみる大和郡山市の現状

#### 1) ヒアリング調査の実施概要

調査対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域包括支援センター【地域包括】</li> <li>○障害者生活支援センター(りんく・はあと・ふらっと)【障害】</li> <li>○子育て世代包括支援センター(母子保健担当保健師)【子育て包括】</li> <li>○子育て支援課(ひとり親支援・児童虐待対応担当保育士)【子育て支援課保育士】</li> <li>○子育て支援課(ひとり親支援・児童虐待対応担当保健師)【子育て支援課保健師】</li> <li>○生活困窮自立支援事業相談員【生活困窮】</li> <li>○成年後見支援センター【成年後見】</li> <li>○地域自立支援協議会【自立協】</li> <li>○特定非営利法人在日外国人問題研究会(外国人相談支援委託機関)【外国人】</li> <li>○社協地区担当者(第1層・第2層生活支援コーディネーター)【社協】</li> </ul> <p>※【 】内は結果概要での表記</p>
調査目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各専門職等の抱える課題などの把握</li> <li>○各専門職等からみた支援が必要な人・家族、住民、地域の状況の把握</li> <li>○各専門職等が次期計画策定に向けて必要と考える視点の把握</li> </ul>
調査方法	事前ヒアリングシートを配布・回収し、その内容を踏まえて対面ヒアリングを実施

#### 2) ヒアリング調査の結果概要

##### (1) 活動状況及び抱える課題など

現行の地域福祉計画・地域福祉活動計画の以下の事項の実施状況・課題
<p>①各分野での相談支援機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域ケア会議にて連携強化。【地域包括】</li> <li>● 地区担当者会議での情報共有により、相談機能を強化。【地域包括、社協】</li> <li>● 個別ケースについては、個々で連携を図り対応。→担当者の職人技、属人的な連携【地域包括、障害、子育て包括、子育て支援課、生活困窮、自立協、外国人】</li> <li>● 相談員の人材確保・育成が課題。【障害】</li> <li>● 外国人への相談支援については常設の場が必要。【外国人】</li> </ul>
<p>②分野横断型の支援体制の構築・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地区担当者会による多分野との顔の見える関係づくり、具体的な連携対応。今後もさらなる充実が必要。【地域包括、障害、生活困窮】</li> <li>● サポートネットつなぐがスタートしたが、市民への周知不足と参加団体の相互理解・スキルアップが課題。【障害】</li> <li>● 「にも包括」ワーキングで他機関と顔の見える関係づくりを推進。【障害、自立協】</li> <li>● 要対協を通じて連携。【子育て支援課】</li> <li>● ヤングケアラーなどでの分野横断型連携が必要。【子育て支援課保育士】</li> <li>● 18歳以上になった際の支援の継続が課題。つなぎ先が不明。【子育て支援課】</li> <li>● 8050問題などの複合的な課題への対応はどこが主導するかで時間がかかる。【自立協】</li> <li>● 多分野連携については「職人技」的な対応が多く、たらいまわしになるケースもあり。【自立協】</li> </ul>

現行の地域福祉計画・地域福祉活動計画の以下の事項の実施状況・課題
<p>③多様な出会い、交流の機会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域への愛着を育むために地区社協で住民交流を進めてきたが、コロナ禍の3年間ほとんどの交流事業が中止となり、担い手の地域活動へのモチベーションの低下も見られ、地域への関心の希薄化が進行。【社協】</li> <li>● 男性が参加しやすい交流の場が少ない。【社協】</li> </ul>
<p>④地域で気軽に集える居場所づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● コロナ禍においてもいきいき百歳体操やこども食堂の活動が広がっている。【社協】</li> <li>● 地区社協モデル事業の地区懇談会では「地域での集いの場が必要」との意見が挙がるが、担い手不足が課題。また、地区によっては場所の確保も課題。【社協】</li> <li>● 障害者やひきこもりの人のための居場所ができていない。【社協】</li> <li>● 子育て世代が集える場所が少ない。【社協】</li> </ul>
<p>⑤既存の担い手・活動団体等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地区社協では、課題解決型の組織に転換していくため、新たな担い手を受け入れるとともに、既存の担い手の負担軽減するための組織体制の再構築等が必要。【社協】</li> <li>● 地域課題が複雑化・複合化する中、単体の地域活動団体では解決できない課題が増加しており、今後はより一層、団体の横のつながりが必要。【社協】</li> </ul>
<p>⑥新たな担い手・地域活動等の発掘・育成と連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域活動への参加意向がある市民もおり、活動参加のきっかけの創出、参加意向がある市民の受け入れ体制や受け入れる側(既存の担い手)の意識変化も必要。【社協】</li> </ul>
<p>⑦地域で多様な主体が協議し、連携・協働できる仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域課題の解決に向けた取り組みに向けて、地区社協の運営体制などに関する検討が必要。(モデル事業を通じて運営体制・組織体制を見直している地区社協もあり)【社協】</li> <li>● 今後は、企業や社会福祉法人との連携が必要。【社協】</li> </ul>
<p>⑧その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 困難事例は時間がかかり、疲労感・負担感増大。【地域包括、障害、子育て包括、子育て支援課】</li> <li>● 複合的課題に関する相談が増加、対応が蓄積。【地域包括、障害、子育て支援課】</li> <li>● 隠す、認識なし、支援拒否で対応・支援がより困難になる。【地域包括】</li> <li>● 業務過多、相談対応増加によるマンパワー不足。体制の再構築が必要。【地域包括、障害、子育て支援課】</li> </ul>

相談支援の連携状況
<p>①他の相談支援機関との状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地区担当者会議の活用。【地域包括、障害、社協】</li> <li>● 関連する事業所との情報共有、連携。【地域包括、障害、子育て包括】</li> <li>● ケースに応じて各分野の専門機関と個別に連携。【地域包括、障害、子育て支援課、生活困窮】</li> <li>● 要対協、ケース会議など通じた関係機関等との連携。【子育て支援課】</li> <li>● 「にも包括」ワーキングで他機関と顔の見える関係づくりを推進。【障害、自立協】</li> <li>● ケースに応じて同様の活動団体等と連携。公的支援機関との連携はあまりなし。メンバーの個人的なつながりで連携するケースあり。【外国人】</li> </ul>
<p>②地域団体・住民との連携状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 民生委員との連携。情報収集・共有、相談対応、見守りなどの支援。民生委員が地域での連携先。【地域包括、障害、子育て包括、子育て支援課、生活困窮、成年後見】</li> <li>● 地域の集いの場、居場所、サロン、こども食堂、認知症カフェなどとの連携。また、個別ケースで民生委員、自治会などと連携。【地域包括、障害、子育て包括、子育て支援課、成年後見】</li> <li>● 要対協で顔を知る地域の人なら連携しやすい。【子育て支援課保健師】</li> </ul>

### 他の主体に期待すること

- 連携のためには、各専門機関とのつながり、情報共有、役割などの相互理解が必要。【地域包括】
- 市窓口での相談対応の充実。(すぐ振るのではなく、アセスメント・深掘りをしてほしい)【障害、外国人】
- 市民への福祉・人権に関する啓発、教育の強化。【障害、成年後見、自立協、外国人】
- 住民の福祉意識を育むために、小学校や中学校からの福祉教育の推進が必要であり、学校との連携を強化し、機会を増やしたい。【社協】
- 制度の狭間や地域課題の複合化に伴い、庁内連携は必須となっている。地域づくりについても縦割りではなく横串が必要。【社協】

## (2) 当事者や担い手の状況

### 当事者・住民の状況

- 複合的な課題を抱える住民、制度の狭間の人は増加傾向。【地域包括、障害、子育て包括、生活困窮、成年後見、自立協】
- キーパーソンが崩れることで一気に複合的課題を抱える困窮世帯になるケースあり。【障害】
- 介入できた時には支援が困難な状態、重篤な状態のケースに。【地域包括、障害、自立協】
- 地域から孤立している障害者、子育て世代が多い。【障害、子育て包括】
- 18歳以上で支援が必要な人(ひきこもり、ヤングケアラーなど)がいるが、支援が難しい。【子育て支援課保健師】
- 就労環境の問題を抱える外国人、学校でのいじめや対応に悩む外国人の子ども、福祉サービスが利用しづらい外国人など。【外国人】
- 地域活動への参加意向がある人は少なからず存在していると感じている。【社協】
- 地域をよくしたいという想いはあっても、自身が主導して取り組もうという人は少ない。【社協】
- 地区社協モデル事業に関わった人には「我が事」の意識が醸成されているが、住民全体の意識醸成には至っておらず、今後の対応が必要。【社協】

### 担い手の状況

- 地域活動の担い手の高齢化が深刻。同じ人に負担が偏り、後継者もみつからない。【地域包括】
- 担い手のメインは民生委員。家族会など当事者団体の高齢化。【自立協】

## (3) 次期計画策定に向けて必要と考える視点

### ★分野横断型の支援体制・連携強化

- 分野横断的な支援体制の構築。具体的な仕組みの明示。押し付けあいにならない関係、役割分担の明確化と各機関の相互理解。【地域包括、障害、成年後見、自立協】
- 多職種との情報共有。連携は「命」。【子育て支援課保健師】
- 専門職同士のつながりだけでなく、地域住民も巻き込んだつながりづくりが必要。【地域包括】
- 各福祉施策を横断的に活用できるような柔軟な対応が必要。全体を俯瞰し、既存の取り組みを整理、改善できる司令塔的な役割の創出。【自立協】
- 相談支援体制のみならず、参加支援・地域づくりも含めた、制度の壁を越えた連携。【社協】

### ★人材確保、人材育成

- 分野横断型の福祉人材の確保、育成。【障害】
- 専門相談員の配置が必要。【子育て支援課保育士】
- システム構築も重要だが、人員を増員し、スキルアップを図ることが重要。「仕組みづくり」だけでなく「人員確保・質の確保(スキルアップ)」も必要。【子育て支援課保健師】
- 権利擁護支援の担い手(専門職、地域)の創出。【成年後見】
- 支援自身をサポートする仕組み、体制づくり。【自立協】
- 新しい担い手確保、福祉意識の醸成に向けた福祉教育の充実。【社協】

### ★地域資源の創出

- 課題に対応できる地域資源の開発、人材の育成。【地域包括】
- 権利擁護支援の担い手の育成。【成年後見】
- 地域活動の新たな担い手の確保・育成と既存の担い手への支援。【自立協】
- インフォーマルサービス、地域資源の整備、情報共有の仕掛けづくり。【障害】
- 地域でSOSに気づき、支援につなげることができる場、機能が必要。【地域包括、子育て支援課保育士】
- 高齢者分野のサービスの障害者への拡充(配食サービス・矢田移動支援など)。【障害】
- 地域での見守り体制の強化に向けて、地区社協大和郡山モデルのさらなる推進が必要。【社協】

### ★その他

- こども家庭センター開設。【子育て包括】
- 高齢者のデジタルデバイドの解消。【地域包括】
- 他機関と連携した予防的アプローチ。(任意後見制度などの周知)【成年後見】
- SOSが言えるまちづくり。心のバリアフリー。【地域包括・成年後見】
- 課題を反映し、具体的な対応策を明示する。【地域包括】
- 外国人が安心して相談したり、集える常設の場、庁内での外国人に対応する窓口・係が必要。【外国人】

## 4. ワークショップ（住民懇談会）の結果

### 1) ワークショップの実施概要

#### (1) 目的

地域活動等の担い手の高齢化が進み、若い世代の参加が喫緊の課題となっている中で、若い世代の地域活動に対する意識・関わりの現状、関わりに向けたニーズなどを把握する必要があることから、若い世代に直接問いかけ、一緒に考えてもらう機会として、ワークショップを開催しました。

なお、ワークショップでは、若い世代の地域活動に対する意識・ニーズ、参加するために必要な環境・仕組みなどのアイデアを把握します。また、それらの結果を地区社協などの既存の担い手と共有し、各地域での若い世代の参加を促進する取り組みを検討・実施していくとともに、市及び市社協においても結果を共有し、市全体で若い世代の地域活動への参加を促進する仕組み・事業等を検討・創設し、地域活動を支援していくことをめざします。

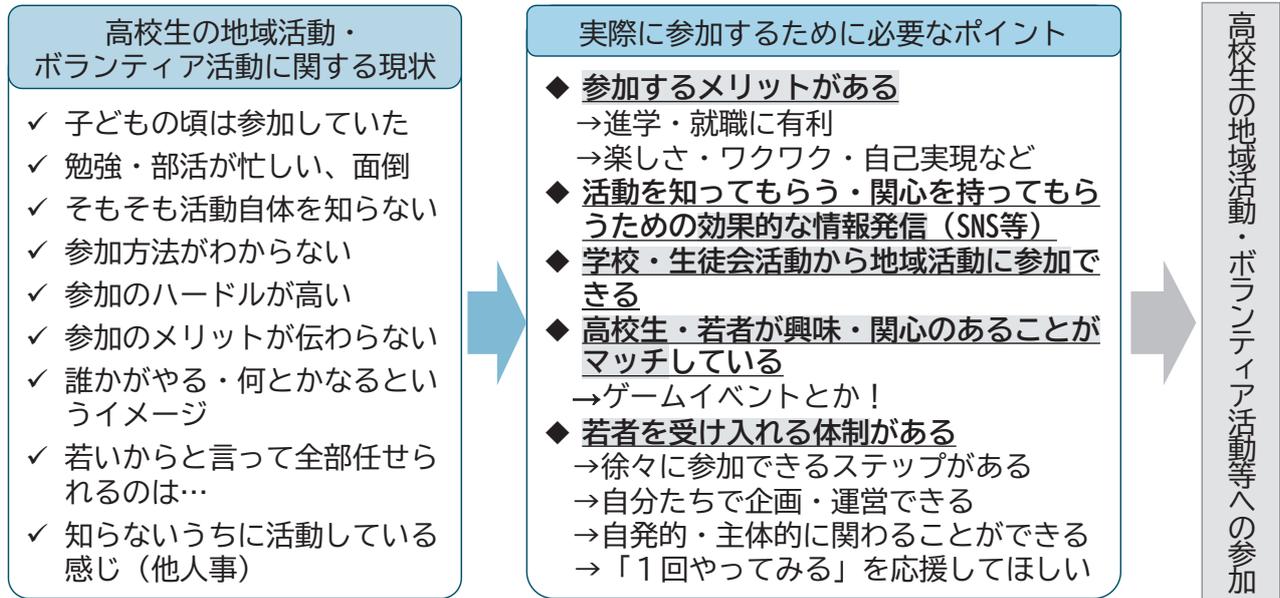
#### (2) 実施状況

対象		募集方法	開催日	参加者数
高校生 ワークショップ	郡山高校	各校に直接依頼	7月19日(水)	3名
	奈良高専		8月4日(金)	12名
	大和中央高校		8月28日(月)	5名
20～50歳代対象 ワークショップ	社会福祉会館	市広報、市・市社協	7月23日(日)	13名
	片桐地区公民館	HP・SNS等で募集	7月29日(土)	8名

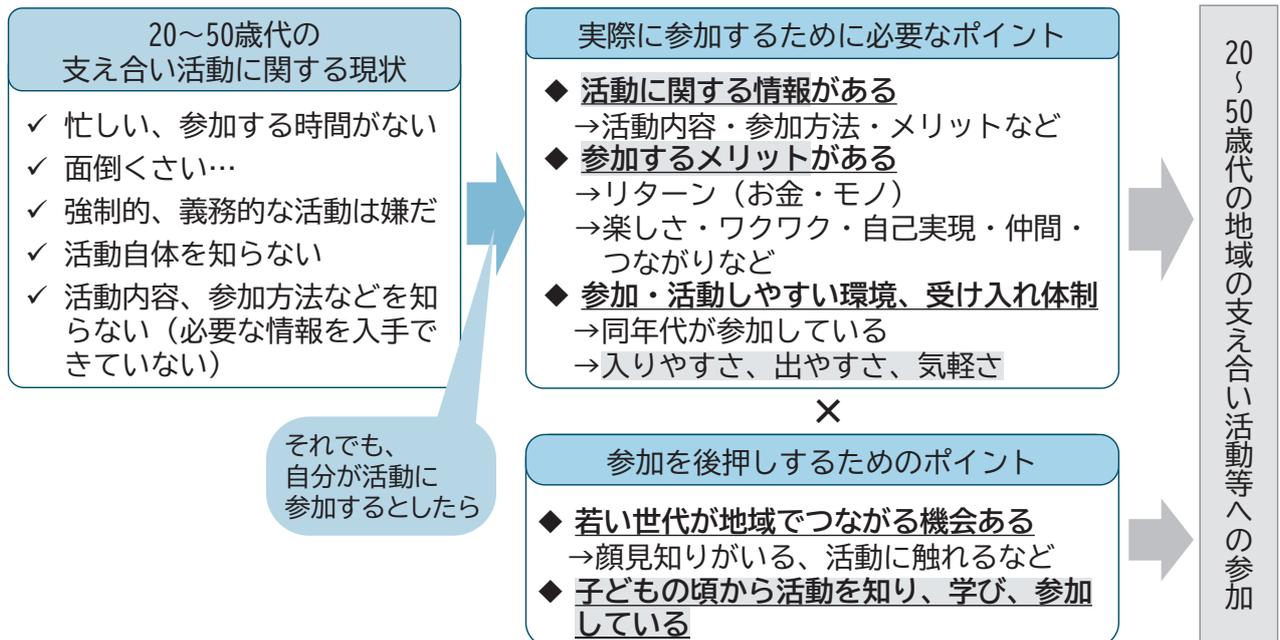


## 2) ワークショップの結果概要

### (1) 高校生ワークショップの結果概要



### (2) 20～50歳代対象ワークショップの結果概要



## 5. 大和郡山市地域福祉計画策定委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、少子高齢社会の進展に伴い生じる市民の多様な生活上の課題の解決を目指し、市民・福祉活動者・事業者等の地域社会を構成するものと行政が、協働により計画的・効果的に地域福祉を推進する地域福祉計画の策定を行うため設置された大和郡山市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）について、大和郡山市附属機関設置条例（平成26年9月大和郡山市条例第10号）第2条の規定に基づき、その組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項について、意見の交換、調整等を行う。

- (1) 本市における地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20名程度をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるものの中から、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民代表者
- (3) 社会福祉活動に従事している者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 一般住民
- (6) 行政
- (7) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 策定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第8条 策定委員会は、専門的な調査・研究のため、必要なときに専門部会を設置することができる。

2 専門部会の構成等、必要な事項については、策定委員会において、その都度定めるものとする。

3 専門部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し専門部会への出席、資料の提出、意見の開陳、説明等を求めることができる。

4 専門部会は、検討を行った事項について、策定委員会に報告を行うものとする。

(公募委員選考委員会)

第9条 第3条第2項第5号に規定する公募委員の選考を行うため、策定委員会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 選考委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長、副委員長には福祉部長をもって充てる。

4 第5条第3項及び第4項並びに第6条の規定は、選考委員会について準用する。

5 選考委員会は、別表2に定める選考基準に基づき、公募委員の応募者のうちから公募委員となるべき者を選考する。

(庶務)

第10条 策定委員会及び選考委員会の庶務は、地域包括ケア推進課において行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会及び選考委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される策定委員会は、第6条の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

別表1 (第9条関係)

【公募委員選考委員会】

副市長

福祉部長

すこやか健康づくり部長

福祉部障害福祉課長

福祉部生活支援課長

福祉部介護福祉課長

福祉部地域包括ケア推進課長

すこやか健康づくり部子育て支援課長

すこやか健康づくり部保育支援課長

すこやか健康づくり部保健センター所長

総務部企画政策課長

別表2（第9条関係）

【公募委員選考基準】

- (1) 特別な理由なく市税等の滞納がある等、委員として適当でない者を除き、満18歳以上の住民を選ぶものとする。
- (2) 応募者には作文を提出させるものとし、その内容は「福祉によるまちづくり」又は「公民協働による地域づくり」に関する内容のものとする。
- (3) その他この選考基準に定めるもののほか選考に関し必要な事項は、委員会の合議により定める。

## 6. 社会福祉法人大和郡山市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人大和郡山市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が地域福祉推進を目的に「大和郡山市地域福祉活動計画」を策定するため、大和郡山市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 社協会長は、期間を同じくして大和郡山市（以下「市」という。）が社会福祉法第107条に規定する「大和郡山市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）」を策定するときは、市の福祉計画と 大和郡山市地域福祉活動計画は、共同して策定するよう努めるものとする。

(委員会の構成及び任期)

第2条 委員会は委員20名程度をもって組織し、次に掲げるもののうちから社協会長が委嘱する。ただし、第1条第2項に掲げる計画を共同で策定するため、市福祉計画策定委員会を設置した場合は、市福祉計画策定委員会委員に委嘱することができるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民代表者
- (3) 社会福祉活動に従事している者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 一般住民
- (6) 行政機関の職員
- (7) その他会長が必要と認める者

2 委員の任期は、大和郡山市地域福祉活動計画策定事業の完了日までとする。ただし、事情により委員に変更が生じた場合は、前任者の残存期間とする。

(委員会の任務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、意見の交換、調整等を行う。

- (1) 地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) その他総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によって選出する。ただし、第2条第1項の規定により委員を市の地域福祉計画策定委員をもって委員会委員としたときは、市福祉計画策定委員会の委員長及び副委員長をもってこれにあてる。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し会議の議長となる。ただし、最初に開催される会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数となったときは、議長が決する。
- 4 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、資料の提出を求めることができる。

(公募委員選考委員会)

第6条 第2条第1項第5号に規定する公募委員の選考を行うため、策定委員会公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

2 選考委員会は別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 選考委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は事務局長、副委員長は福祉課長をもって充てる。

4 第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、選考委員会について準用する。

5 選考委員会は、別表2に定める選考基準に基づき、公募委員の応募者のうちから公募委員となるべき者を選考する

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社協福祉課で処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬は、第5条第1項で招集された委員会に出席することにより支給し、支給額は1日に付き5,000円とする。ただし、委員会が市福祉計画策定委員会と同日に開催される場合は、報酬を支給しない。また委員が職務遂行のため要した費用は、その相当額を弁償することができるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、社協会長が定める。

(付則)

この要綱は、平成30年5月10日から施行する。

別表1 (第6条関係)

【公募委員選考委員会】

事務局長

福祉課長

総務課長

施設事業課長

別表2 (第6条関係)

【公募委員選考基準】

(1) 大和郡山市に在住で満20歳以上の住民を選ぶものとする。

(2) 応募者には作文を提出させるものとする。

(3) その他この選考基準に定めるもののほか選考に関し必要な事項は、委員会の合議により定める。

## 7. 大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会名簿

区分	氏名	選出団体及び役職名
学識経験者	◎ 渡辺 一城	天理大学 教授
住民代表者	○ 村田 俊太郎	大和郡山市議会 教育福祉常任委員長
	植村 俊博	大和郡山市自治連合会 会長
	小高 亨	大和郡山市高友クラブ連合会 会長
	亀岡 静代	郡山女性ネットワーク 会長
社会福祉活動 従事者	植松 明夫	大和郡山市地区社会福祉協議会連合会 会長
	仲村 美智代	大和郡山市社会福祉協議会 事務局長
	大垣 敬光	大和郡山市民生児童委員連合会 会長 (～令和4年11月30日)
	小泉 靖子	大和郡山市民生児童委員連合会 会長 (令和4年12月1日～)
	森脇 崇	大和郡山市地域自立支援協議会 会長
	乾 由美子	大和郡山市こども・子育て会議 副会長
	堀内 昭雄	大和郡山市ボランティア連絡協議会 会長
保健・医療介護 関係者	松本 光弘	一般社団法人大和郡山市医師会 会長 (～令和5年6月22日)
	西崎 和彦	一般社団法人大和郡山市医師会 会長 (令和5年6月23日～)
	大國 康夫	大和郡山市高齢福祉施設責任者連絡会 代表
一般住民	寺谷 公憲	公募委員
	西中 明日香	公募委員
行政	植田 亮一	大和郡山市役所 福祉部長
	徳田 耕一	大和郡山市役所 すこやか健康づくり部長

◎印は委員長、○印は副委員長。( )は任期。

## 8. 大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会開催経緯

回数	開催年月日	議題
第1回	令和4年(2022年) 11月1日(火)	(1) 次期大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に向けて (2) アンケート調査の概要について
第2回	令和5年(2023年) 3月16日(木)	(1) 市民対象アンケート調査結果について (2) 民生委員・児童委員対象アンケート調査結果について (3) 現行計画の重点的な取り組みの進捗状況について
第3回	令和5年(2023年) 7月31日(月)	(1) 現行計画の振り返りについて (2) 次期計画のフレームについて
第4回	令和5年(2023年) 10月27日(金)	(1) ワークショップ(住民懇談会)の報告 (2) 計画素案について
第5回	令和5年(2023年) 12月19日(火)	(1) 計画素案について (2) パブリックコメントの実施について
第6回	令和6年(2024年) 2月13日(火)	(1) パブリックコメントの結果について (2) 計画最終案について

## 9. 大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定経緯

年	月	内 容
令和4年 (2022年)	7月	大和郡山市地域福祉計画等策定業務プロポーザルの実施
	8月	大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会公募委員の募集
	11月	第1回大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
		市民対象アンケート調査の実施(11~12月)
12月	民生委員・児童委員対象アンケート調査の実施(11~12月)	
令和5年 (2023年)	2月	地域活動団体・社会福祉法人等対象アンケート調査の実施(2~3月)
	3月	
	7月	第3回大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
		ワークショップ(住民懇談会)の実施(7~8月)
	8月	
	10月	第4回大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
12月	第5回大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	
令和6年 (2024年)	1月	パブリックコメントの実施
	2月	第6回大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
	3月	大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定

## 10. 大和郡山市地域福祉計画策定庁内検討委員会

開催年月日	内 容
令和4年(2022年) 12月23日(金)	課長級 ○次期大和郡山市地域福祉計画の策定に向けて ○本市における包括的な支援体制の整備について ○計画策定の進め方について(スケジュール等)
令和5年(2023年) 5月12日(金)	実務担当者・係長級 ○次期大和郡山市地域福祉計画の策定に向けて ○計画策定の進め方について(スケジュール等)
令和5年(2023年) 7月14日(金)	福祉部・すこやか健康づくり部実務担当者・係長級 ○大和郡山市地域福祉計画の振り返りについて ○次期地域福祉計画のフレームについて ○大和郡山市における重層的支援体制整備事業の導入について

### ■庁内検討委員会の構成

企画政策課、総務課、財政課、市民課、保険年金課、人権施策推進課、西田中町ふれあいセンター  
介護福祉課、障害福祉課、生活支援課、子育て支援課、保育支援課、地域包括支援センター、  
保健センター、地域振興課、環境政策課、スポーツ推進課、管理課、建設課、住宅課、  
入札検査課、まちづくり戦略課、まちづくり事業課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、  
地域包括ケア推進課

## 11. 大和郡山市社会福祉協議会ワーキングチーム

年	月	内 容
令和4年 (2022年)	9月	市民対象アンケート内容の検討及び修正作業(9~10月)
	10月	
令和5年 (2023年)	2月	市民対象アンケート結果の共有・分析(2~3月)
	3月	
	6月	ワークショップ(住民懇談会)の実施に向けて検討及び準備 (ファシリテーターのメンバー調整等)
	7月	20~50歳代及び高校生対象ワークショップ(住民懇談会)へファシリテーターとして参加
	8月	
	9月	計画素案の内容確認及び修正作業
	10月	ワークショップ(住民懇談会)結果の共有及び振り返り
11月	計画素案修正の確認作業	
令和6年 (2024年)	2月	パブリックコメント結果報告及び計画最終案の確認

※その他の活動：現行計画（第1次地域福祉活動計画）の進捗管理シートを毎年作成。

## 12. 用語解説

### 【ア行】

#### ●LGBTQ

レズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシャル（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）の頭文字で、多様な性のあり方を表す言葉。レズビアンは女性の同性愛者、ゲイは男性の同性愛者、バイセクシャルは両性愛者、トランスジェンダーは「身体の性」と「心の性」が一致しないため、「身体の性」に違和感を持つ人のこと。また、クエスチョニング（Questioning）は、自分の性自認や性的指向が定まらない人のこと。

### 【カ行】

#### ●虐待

人権を侵害し、心や身体を傷つける行為のこと。殴る、蹴るなどをして身体に痛みを与える身体的虐待、脅しや侮辱などで精神的に苦痛を与える心理的虐待、本人が同意していない性的な行為などによる性的虐待、本人の合意なしに財産や金銭を使用する、または理由なくその使用を制限するなどの経済的虐待、育児や介護などを放棄するネグレクトなどがある。

#### ●協力雇用主会

犯罪・非行の前歴のために仕事に就くことが容易ではない刑務所等出所者等について、事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援する事業主の会。

#### ●権利擁護支援

認知症や精神・知的障害等のために、自分で判断したり、意思や権利を主張したりすることが難しい人の権利が守られるよう支援すること（成年後見制度、日常生活自立支援事業など）。

#### ●更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。

#### ●子育て世代包括支援センター

妊娠・出産・子育てに関する総合相談窓口。妊娠・出産・子育ての不安や悩みについて、保健師や助産師がアドバイス等を行う。

#### ●こども食堂

地域のボランティアが子どもたちに対し、無料または安価で栄養のある食事や暖かな団らんを提供する取組みを行うもの。子どもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組みも含んでおり、子どもの食育や居場所づくりだけではなく、高齢者や障害者を含む地域住民の交流拠点へと発展することも期待される。「地域食堂」と呼ばれる場合もある。

## 【サ行】

### ●災害ボランティアセンター運営マニュアル

大和郡山市において大災害が発生したときに、市社協と市が連携して多数の災害ボランティアの申し出を円滑に被災者支援に結びつけるため、市社協において作成されたマニュアル。

### ●災害時ケアプラン

市内の浸水想定区域など危険な地域に居住する単独で避難が困難な要支援者について、その方の日常生活をサポートしているケアマネジャーや相談支援専門員などの福祉専門職の協力を得ながら、災害時に誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要かなど、あらかじめ記載した個別避難計画のこと。

### ●災害時避難行動要支援者名簿

災害時に支援が必要となる高齢者や障害者等に対して、地域の協力により、早期に安全な場所に避難できる支援体制づくりのための基礎資料となる名簿。70歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯、要介護度3以上の方など、災害時に自力で避難することが困難で支援を必要とし、名簿登載の申し出をした方が対象となる。

### ●再犯防止

犯罪や非行をした人が、再び罪を犯さないように指導・支援すること。

### ●自主防災組織

災害による被害を予防し、軽減するための活動を行うために、地域で自主的に結成する組織。災害対策基本法においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（第2条の2第2号）として、市町村がその充実に努めなければならない旨が規定されている。

### ●社会的孤立状態

家族や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどない状態のこと。

### ●社会福祉法人

社会福祉法において「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人」と定義されている民間団体。

### ●出生率

一定期間の出生数の、人口に対する割合。一般に、人口1,000人あたりの1年間の出生児数の割合をいう。

### ●障害者相談支援センター

障害のある人やその家族などの相談に応じるための相談窓口。

## ●消費者被害

商品やサービスの購入、使用に伴う身体的被害や経済的被害のこと（訪問販売や電話勧誘販売、ネットショッピングのトラブルなど）。

## ●身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき、身体上に障害がある人に交付されるもので、取得することによって各種サービスを受けることができる。障害の程度により1級から6級までの区分がある。

## ●生活困窮者・生活困窮世帯

生活に困っていて、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある個人・世帯。

## ●生活支援員

日常生活自立支援事業において、認知症高齢者や障害者など、判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用についての情報提供や諸手続きの援助、金銭管理等を行う支援員のこと。

## ●生活支援コーディネーター

既存の取り組み・組織等も活用しながら、資源開発や関係者のネットワーク化を行い、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施する役割を持つ者。地域支え合い推進員とも呼ばれる。

## ●生活支援体制整備事業

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる、多様な主体による生活支援サービスの提供体制を構築するため、生活支援コーディネーターの配置や、地域ごとに協議体の設置を行う。

## ●精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害の状態にある人に交付されるもので、取得によって各種サービスを受けることができる。障害の程度により、1級から3級までの区分がある。

## ●制度の狭間

何らかの支援が必要であるが、既存の制度では対応することのできない状態（ひきこもり、サービス利用拒否など）。

## ●成年後見支援センター

成年後見制度に関する相談や、制度に関する広報・啓発、後見人の支援や専門機関との連携等を行う成年後見制度の相談窓口。大和郡山市では令和3年（2021年）4月1日に社会福祉会館内に開設。

## ●成年後見制度

認知症や知的・精神障害等のため判断能力が不十分な人を法的に保護し、支援するための制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行などを行う。

## 【夕行】

### ●地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

### ●地域ケア会議

個別ケース（困難事例等）の支援を通じて、医療・介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るための提案や地域に共通した課題の抽出を行い、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくりに必要なネットワーク構築を図ることで、政策形成につなげるための会議。

### ●地域自立支援協議会

障害のある人と各関係機関、民生委員、福祉サービス事業所など、様々な立場の人が集まり、障害のある人の地域生活における課題の共有や、暮らしやすい生活をどのように実現していくかの検討を行う協議会。

### ●地域における公益的な取組

社会福祉法人による地域への貢献活動。すべての社会福祉法人は、その高い公益性にかんがみ、「社会福祉事業及び第 26 条第 1 項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活または社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料または低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」という責務が課されている。（社会福祉法第 24 条第 2 項）

### ●地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

### ●地域包括支援センター

高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、介護・福祉・健康・医療など、様々な面から支えるための総合相談窓口。社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師などの専門職が連携をして、総合相談業務、権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行っている。

### ●地区社会福祉協議会（地区社協）

誰もが安心して暮らすことのできる住みよい福祉のまちとするために、地区内の福祉問題について、みんなで考え、協力しあいながら、その解決をめざす住民主体の組織。市内には 8 つの地区社協があり、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア等、地域の様々な団体や個人が横の連携をとって、地域の特性にあった福祉活動を展開している。

## ●地区担当者会議

地域包括支援センター、市社協、保健センターの地区担当者等が、複合的で複雑な個別課題や地域の課題を共有し、検討する会議。また、テーマに応じて、地域の専門職や地域活動の担い手等も参加し、専門職と地域との連携を図る。

## ●DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力。暴力には、殴る、蹴るなどの身体的暴力のほか、威嚇する、無視する、行動を制限するなどの心理的暴力、性的行為や中絶の強要などの性的暴力なども含まれる。

## 【ナ行】

### ●日常生活自立支援事業

認知症や知的・精神障害等のため判断能力が不十分な人に対して、日常的な金銭管理・福祉サービスの利用料の支払い支援や福祉サービスについての情報提供などを行う事業。

### ●認知症高齢者等 SOS ネットワーク

認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者等が行方不明になった場合、関係機関・地域の協力を得て早期に発見・保護するための体制を構築し、行方不明高齢者等の安全確保とその家族等の精神的負担の軽減等を図るためのネットワーク。

### ●認知症カフェ

認知症の方やその家族が気軽に立ち寄ることができ、安心できる地域の居場所。認知症についての悩みや不安を話しあったり、専門家から医療や介護などの知識を学ぶことができる。

### ●認知症サポーター

地域や職場、学校など様々な場面で認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者。

### ●ネグレクト

幼児や児童、高齢者、障害者などに対して、その保護や世話、養育、介護などを怠り、放任する行為のこと。

## 【ハ行】

### ●8050 問題

80代の高齢の親が50代の中高年のひきこもりの子を支えている世帯で、地域や相談機関とつながることができず、社会から孤立し、経済的に困窮する等の課題を抱えていること。

## ●バリアフリー

高齢者や障害のある人が社会生活をしていく上で、妨げとなるバリア（障壁）を除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など、すべての障壁を除去するという考え方。

## ●ひきこもり

様々な要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のこと。

## ●複合的な課題

一人または一つの世帯において、複数の福祉課題・生活課題が存在しているケースのこと（8050問題や介護と育児のダブルケアなど）。

## ●プラットフォーム

地域課題の解決に向けて、地域の住民や活動団体等が積極的にかかわり、地域の理想の将来像を考えるために話しあう場やそのネットワークのこと。

## ●ふれあい・いきいきサロン（地域ほのぼのサロン）

ひとり暮らし高齢者や、外へ出かける機会の少なく、家に閉じこもりがちな高齢者等がお互いにつながりを持てるよう、ボランティアが主体となって開催する場（サロン）。

## ●分野横断型の支援体制

分野別の対応では困難となる、制度の狭間や複合的な課題を抱える世帯への課題解決に向けて、「高齢」「障害」といった分野を超え、相談支援機関・多職種間が連携して支援を行う体制のこと。

## ●包括的な支援体制

様々な分野の課題が絡みあって複雑化することや、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられる中、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画してつくる支援体制のこと。

## ●防災マップ

大規模な自然災害が発生した場合に、住民が自主的かつ迅速に避難するために必要な情報について、避難場所や医療機関の場所などを地図上にわかりやすく加工して示したもの。

## ●保健センター（さんて郡山）

健康相談、保健指導、健康診査など、地域保健に関する事業を地域住民に行うための施設。地域保健法第 18 条において市町村は市町村保健センターを設置することができるとされている。平成 7 年（1995 年）4 月開設。

## ●保護司会

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアのこと。保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行う。

## ●ボランティアセンター

市民が地域において自発的にボランティアに参加できるよう、ボランティアの登録や活動のコーディネート、養成のための講座の開催等を行う機関。

また、ボランティアをしたい人と、してほしい人の橋渡し等を行うボランティア相談窓口として、ボランティアビューローを設置している。

## 【マ行】

### ●マイ個別避難計画

歩けるが災害時の避難には少し不安を感じる要支援者について、近隣の要支援者同士で話しあって、一緒に逃げる人（避難同行者）とともに、どのように連絡を取りあい、どこに避難するかなど、あらかじめ整理し、記載した個別避難計画のこと。

### ●民生委員・児童委員

地域福祉の向上のために一般市民の中から厚生労働大臣が委嘱し、地域住民の福祉ニーズを把握し、手助けが必要な人に対して相談に応じたり、助言などを行う者。

## 【ヤ行】

### ●大和郡山市社会福祉協議会（市社協）

社会福祉法に基づき、全国の市区町村、都道府県・指定都市に設置されている民間非営利団体。地域住民やボランティア、福祉・保健・医療などの関係機関・団体の協力を求めながら地域福祉を推進する様々な活動を行っている。

### ●大和郡山市子ども・子育て支援事業計画

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくための計画。教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや、それに対応する提供体制の確保の内容、実施時期について定めている。（子ども・子育て支援法第 61 条に基づく）

### ●大和郡山市障害者福祉長期計画

障害のある人が必要な支援を受けながら、自分の意思で自立と社会参加ができる社会の実現をめざし、施策を推進するための計画。施策を推進するための基本理念、基本目標、その方向性を定めた障害者施策推進の指針。（障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく）

## ●大和郡山市障害福祉計画

障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などを示し、障害福祉サービス等の提供体制の計画的な整備を推進するための計画。（障害者総合支援法第 88 条および児童福祉法第 33 条の 20 に基づく）

## ●大和郡山すこやか 21 計画

市民が生涯にわたり健康で豊かな生活を送れるよう、市民との協働による健康づくりを推進するための計画。健康づくりと密接に関係のある食育の推進は健康なまちづくり計画には不可欠となることから、「健康増進計画」と「食育推進計画」を一体的に併せて策定しており、平成 30 年度（2018 年度）の中間見直しからは、「自殺対策計画」も包含している。（健康増進法第 8 条第 2 項、食育基本法第 18 条、自殺対策基本法第 13 条に基づく）

## ●大和郡山市総合計画

大和郡山市のまちづくりを進める上で最も基本となる計画。市政運営の指針として本市のめざす将来像を明らかにする「基本構想」と、これを行政の取り組みとして具体化する「基本計画」で構成される。様々な分野別計画の上位計画となるため、各分野の個別計画は、総合計画で定めた将来像やまちづくりの基本指針等を踏まえた上で総合計画を補完し、具体化する計画として位置づけられる。

## ●大和郡山市男女共同参画基本計画

男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するための計画。女性活躍推進法第 6 条第 2 項に基づく「女性活躍推進計画」、配偶者暴力防止法第 2 条の 3 第 3 項に基づく「DV 防止基本計画」も含まれる。（男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく）

## ●大和郡山市地域防災計画

大和郡山市域において起こりうる災害に対して、市、防災関係機関（消防、ライフライン事業者等）、企業・住民がそれぞれ果たさなければならない責務と役割を記述したもので、市の災害対策の基本となる計画。市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、災害の予防、応急対策及び復旧・復興計画などについて、あらかじめ定めている。（災害対策基本法第 42 条に基づく）

## ●大和郡山市都市計画マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2 に基づき、めざすまちの将来像とその実現に向けたまちづくりの基本的な方針をまとめたもの。

## ●大和郡山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

老人福祉法に基づき、高齢者の居宅生活支援及び高齢者福祉施設による事業の供給確保を図るため策定する老人福祉計画と、介護保険法に基づき、本市における高齢者の現状や背景を踏まえて介護サービスの供給体制の構築とその適正な運営を図るために策定する介護保険事業計画に、健康増進法に基づく施策などを併せ、一体的に策定したもの。（老人福祉法第 20 条の 8、介護保険法第 117 条に基づく）

## ●ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている 18 歳未満の子どものこと。

## ●ユニバーサルデザイン

年齢・性別・国籍・心身状態に関係なく、多様な人々が利用しやすい都市や生活環境をデザインすること。またはそのようなデザインにしたもの。

## ●要介護認定者

寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態（要支援状態）になった場合に、介護保険制度における介護サービスを受けられるよう認定を受けた者。

## ●要保護児童対策地域協議会

児童虐待等で保護を要する児童や、支援が必要とされる児童や保護者に対し、関係機関が連携を図り、対応を行うための法定化されたサポートネットワーク。各関係機関のメンバーには守秘義務が課せられている。

## 【ラ行】

## ●ライフステージ

幼児期、児童期、青年期、成年期、老年期など、人生の様々な過程における各段階のこと。

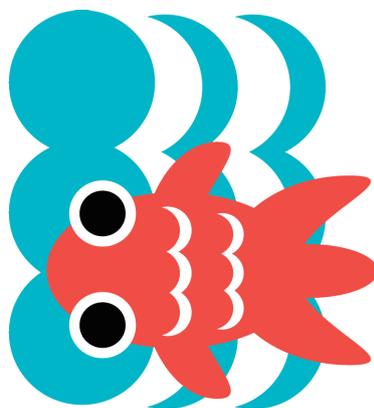
## ●療育手帳

こども家庭相談センター（児童相談所）または知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された人に対して交付されるもので、取得によって各種サービスを受けることができる。障害の程度により、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の区分がある。

## ●老人福祉センター（ゆたんぼ）

60 歳以上の市民の仲間づくりや健康維持、レクリエーション、教養の向上などを目的とした施設。民踊・社交ダンス・民謡・新舞踊・詩吟などの各種教室を毎週実施している。





第3次大和郡山市地域福祉計画・第2次大和郡山市地域福祉活動計画  
令和6（2024）年3月

編集・発行

大和郡山市  
地域包括ケア推進課

〒639-1198 大和郡山市北郡山町 248-4

TEL：0743-53-1151（内線 585）

FAX：0743-55-6831

社会福祉法人 大和郡山市社会福祉協議会

〒639-1005 大和郡山市植槻町 3-8

TEL：0743-53-6531

FAX：0743-55-0986